



# 第3次

## 苅田町

### 男女共同参画

### 行動計画

わたしとあなたの生き方を  
認め合い、支え合い、  
未来につながるまち  
かんだ

令和5年3月



## はじめに

現在我が国では、解決すべき多くの課題があり、改善するための取り組みが進められています。

人口減少、少子高齢化による労働力不足、家族の姿の変化や人生の多様化など、私たちを取り巻く社会環境も、日々大きく変化しています。このような中、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを進めていくためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、自らの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。



世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数 2022」において、我が国は、146カ国中116位となっています。政治、経済の分野で意思決定の場への女性の参画が進んでいないことが原因であり、我が国の大きな課題となっております。

本町では、2003年(平成15年)に男女共同参画行動計画を策定し、20年間にわたり、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりました。一定の成果は見られるものの、依然として多くの課題が残されている状況です。そのような中、今後10年間の計画期間とする「第3次苧田町男女共同参画行動計画」を策定しました。第2次の行動計画に引き続き、本町の目指す将来像を「わたしとあなたの生き方を認め合い、支え合い、未来につながるまち かんた」と掲げ、4つの基本目標を「男女が互いに尊重し合う意識づくり」、「男女が対等に参画するまちづくり」、「男女が健康で安心して暮らせる環境づくり」、「男女が自立した共生の社会づくり」と定め、残された課題の解消と男女共同参画社会の早期実現に向けた取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に議論いただきました苧田町男女共同参画審議会のみなさま、また、町民意識調査やパブリックコメントを通じ、大変貴重なご意見をいただきました町民のみなさまに、心より感謝申し上げます。

令和5年3月

苧田町長 遠田孝一



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景 ..... 1
  - (1) 世界の取り組み ..... 1
  - (2) 国・県の取り組み ..... 1
- 2 苅田町のこれまでの取り組み ..... 3

## 第2章 計画の基本的考え方

- 1 計画策定の趣旨 ..... 5
- 2 計画の性格 ..... 5
- 3 計画の期間 ..... 6
- 4 苅田町の目指す将来像と基本目標 ..... 6
- 5 計画の推進 ..... 9
- 6 計画の体系 ..... 10
- 7 本計画とSDGsの関連性 ..... 11

## 第3章 男女共同参画に関する苅田町の現状と課題

- 1 人口に関する現況 ..... 13
  - (1) 年齢3区分別人口の推移 ..... 13
  - (2) 家族類型別一般世帯数の推移 ..... 14
  - (3) 女性の年齢階級別労働力率の推移 ..... 15
- 2 町民意識調査からみた現状と課題 ..... 16
  - (1) 固定的性別役割分担意識 ..... 16
  - (2) 男女の地位の平等感 ..... 17
  - (3) 女性が職業をもつことについての考え方 ..... 18
  - (4) 家庭内の役割分担について ..... 18
  - (5) 男性の育児休業・介護休業制度の取得について ..... 20
  - (6) 地域の役職に女性が推薦された場合の対処 ..... 20
  - (7) 配偶者・パートナーからの暴力の経験 ..... 22
  - (8) 「男女共同参画社会」づくりのために行政が取り組むこと ..... 23

## 第4章 実施計画

- 1 計画における重点的取り組み ..... 25
- 2 計画の具体的施策 ..... 27
  - 基本目標 I 男女が互いに尊重し合う意識づくり ..... 27
    - 施策の方針1 男女共同参画に関する理解の浸透 ..... 27
    - 施策の方針2 男女共同参画教育の推進 ..... 29

<b>基本目標Ⅱ 男女が対等に参画するまちづくり</b> .....	31
施策の方針1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 .....	31
施策の方針2 地域活動や様々な分野における男女共同 .....	33
参画の推進	
<b>基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり</b> .....	36
<b>苜田町DV対策基本計画</b>	
施策の方針1 DVの防止及び被害者の支援 .....	36
施策の方針2 性に関するあらゆる暴力の根絶 .....	40
施策の方針3 生涯にわたる心身の健康づくり .....	42
施策の方針4 様々な人々への支援 .....	44
<b>基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり</b> .....	46
<b>苜田町女性活躍推進計画</b>	
施策の方針1 ワーク・ライフ・バランスの推進及び .....	46
女性活躍の推進	
施策の方針2 労働の場における男女共同参画の推進 .....	49
計画推進のための取り組み .....	52

## 関連資料

1 苜田町男女共同参画推進条例 .....	55
2 第3次苜田町男女共同参画行動計画策定の経過 .....	59
3 苜田町男女共同参画審議会委員名簿 .....	61
4 諮問書 .....	62
5 答申書 .....	63
6 関係法 .....	64
(1) 男女共同参画社会基本法 .....	64
(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	67
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	74
(4) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 .....	81
(5) 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を .....	82
守るための条例	
7 用語の解説 .....	87
(本文中の「※」を付けた言葉について、用語解説)	



# 第1章

---

---

計画策定にあたって





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### (1) 世界の取り組み

1975年(昭和50年)、国際連合は「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)」を開催し、この年を「国際婦人年」と定め、ジェンダー<sup>\*</sup>平等に向けた世界的な取り組みが始まりました。1979年(昭和54年)の第34回国連総会で採択された女子差別撤廃条約は、固定的な性別役割分担意識の変革を理念とし、その後の世界の男女平等政策の基盤となりました。



1993年(平成5年)には、国連総会で「女性に対する暴力の撤廃宣言」が採択され、女性に対する暴力が世界的に重要な問題と位置づけられました。1995年(平成7年)の第4回世界女性会議(北京会議)において採択された「北京宣言」及び12の重大領域を定めた「行動綱領」は、世界の女性の地位向上と能力開発を目指す国際的な指針となりました。これ以降、5年ごとに国連の「女性の地位委員会(CSW)」において、「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況についての検証が行われています。また、2011年(平成23年)には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント<sup>\*</sup>に関わる4つの専門機関を統合した「UN Women<sup>\*</sup>」が発足しました。

2015年(平成27年)には、「国連持続可能な開発サミット」の成果文書として採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標(SDGs)<sup>\*</sup>」の目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が設定されるとともに、ジェンダー平等の実現がすべての目標とターゲットの進展において死活的に重要であると位置づけられました。

2020年(令和2年)には、第4回世界女性会議25周年(北京+25)とUN Women設立から10周年を記念し、メキシコシティとパリで「ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム」が開催(新型コロナウイルス感染拡大の影響により2021年(令和3年)年に延期)されるなど、ジェンダー平等の実現に向けて様々な取り組みが実施されています。



### (2) 国・県の取り組み

国際的な動きに連動して、日本においても男女共同参画社会<sup>\*</sup>の実現のための取り組みが進められてきました。1979年(昭和54年)に採択された女子差別撤廃条約の批准

に向け、「国籍法」が父母両系血統主義へ、学習指導要領において家庭科は男女共修へと改正され、1986年（昭和61年）には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、「男女雇用機会均等法」という。）が施行されるなど、国内法制度の整備が進められました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」という。）」が施行され、翌年の2000年（平成12年）には基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。

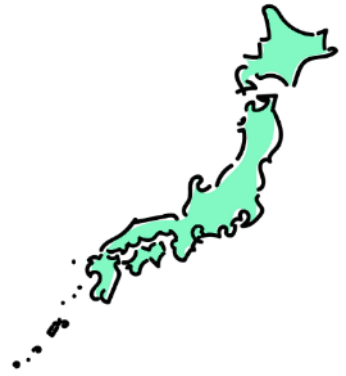
2001年（平成13年）には、内閣府に男女共同参画局が設置され、施策を推進するための体制が横断的に強化されました。また、同年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（現「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。））が施行されました。DV防止法はその後も改正を重ねながら、女性への暴力根絶のための施策が進められています。

2015年（平成27年）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が、2018年（平成30年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（以下、「候補者男女均等法」という。）が施行されるなど、女性の方針決定の場への参画に向けた取り組みも進められました。

2020年（令和2年）には、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会などが連携して一層の取り組みを進めることや、新型コロナウイルス感染の拡大で顕在化した女性を巡る諸課題などへの対応を盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。

県では、2001年（平成13年）に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、同年、「男女共同参画推進課」の設置など県の推進体制が強化されました。2002年（平成14年）には「福岡県男女共同参画計画」が策定され、その後も5年ごとに計画の見直しが行われ、2021年（令和3年）には、「男女がともに活躍できる社会の実現」「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」を柱とする「第5次福岡県男女共同参画計画」が策定されています。

2006年（平成18年）からは4次にわたる「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されており、また、2013年（平成25年）には性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設されました。2019年（平成31年）には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（以下、「福岡県性暴力根絶条例」という。）が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた取り組みが行われています。



## 2 苧田町のこれまでの取り組み

本町では、男女共同参画社会の実現を目指し、2003年（平成15年）3月に「苧田町男女共同参画行動計画」を策定しました。2005年（平成17年）には「苧田町男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画に取り組む姿勢を町の内外に明らかにしました。

2007年（平成19年）に「苧田町男女共同参画推進条例」（以下、「条例」という。）を制定し、翌2008年（平成20年）には条例に基づく計画として「苧田町男女共同参画行動計画（後期）」を策定しました。その後も5年ごとに計画の見直しを行い、2018年（平成30年）3月に「第2次苧田町男女共同参画行動計画（後期）」を策定しました。

計画の策定にあたっては、本町における男女共同参画の現状や町民のニーズを把握するため、町民を対象とした「苧田町男女共同参画社会に関する町民意識調査」（以下、「町民意識調査」という。）を実施しており、本計画の策定にあたっては、2021年（令和3年）に町民意識調査を行い、審議会や推進本部において検討を重ねてきました。





## 第2章

---

---

# 計画の基本的考え方



## 第2章 計画の基本的考え方

### 1 計画策定の趣旨

本町では、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、これまでに様々な取り組みを進めてきました。しかし、男女共同参画の進展に一定の成果はみられるものの、依然として残る固定的な性別役割分担意識や指導的立場に占める女性の割合の低さなど、まだ多くの課題があります。さらに、社会経済情勢の変化や新たに取り組むべき問題の浮上など、時代や社会の変化に呼応した施策の推進が求められています。

本計画は、本町の男女共同参画に関する施策を体系化して総合的かつ効果的な施策展開を行い、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的として策定するものです。

### 2 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、また苅田町男女共同参画推進条例の第 12 条に基づく男女共同参画に係る基本的な計画として、条例の基本理念や責務などを踏まえて策定しています。
- (2) 本計画の「基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり」は、DV 防止法に基づくもの、また「基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり」は、女性活躍推進法に基づくものとして、それぞれ市町村基本計画及び市町村推進計画として位置づけられています。
- (3) 本計画は、「第5次苅田町総合計画前期基本計画」における男女共同参画推進に関する分野別計画として、施策の推進にあたっては総合計画や他の関連計画との整合性を図るものです。また、SDGsの理念を踏まえて取り組むものです。
- (4) 本計画は、「苅田町男女共同参画審議会」による審議を受けて、審議会との連携のもと、町民の考えや意見を尊重し策定したものです。また、行政と町民・地域・事業主などとの協働により、本町の男女共同参画のまちづくりを推進するための総合的な指針となるものです。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）までの10年間とします。計画の推進状況を適宜、把握・点検しながら、社会経済情勢の変化や国の施策などの変化を考慮し、中間年度である2027年度（令和9年度）に計画の見直しを行います。

2023年 令和5年	2024年 令和6年	2025年 令和7年	2026年 令和8年	2027年 令和9年	2028年 令和10年	2029年 令和11年	2030年 令和12年	2031年 令和13年	2032年 令和14年
前期計画期間					後期計画期間				
推進状況を適宜、把握・点検									

### 4 苅田町の目指す将来像と基本目標

#### (1) 計画の将来像

本計画では、個人が性別にとらわれずに自分自身が決めた人生を生き、それをお互いに尊重しながら、それぞれの夢や希望を実現できる苅田町をつかっていくために、将来像を以下のように定めています。



わたしとあなたの生き方を認め合い、  
支え合い、未来につながるまち かんた

条例第3条の基本理念では、「すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、性による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。」「すべての人は、性にかかわらず社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければならない。」とされています。この理念のもとに第10条「人権侵害行為の禁止」、第16条「教育の充実」、第17条「家庭生活と他の活動の両立支援」などが定められています。

本計画では、条例に基づき、将来像の実現に向けた計画的な施策の推進のために次に掲げる4つの目標を設定します。





## (2) 基本目標

- 基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重し合う意識づくり
- 基本目標Ⅱ 男女が対等に参画するまちづくり
- 基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり  
 荻田町DV対策基本計画
- 基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり  
 荻田町女性活躍推進計画

## 基本目標Ⅰ

## 男女が互いに尊重し合う意識づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、その個性や能力を十分に発揮できる社会をつくるためには、一人ひとりの多様な個性や生き方が尊重されなければなりません。そのためには、町民が男女共同参画の意義について理解を深め、男女共同参画の意識を持って行動する必要があります。しかしながら、現実には、性に基づく固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習が根強く残っています。

町民一人ひとりが、自らが希望する生き方を選択でき、かつ、お互いの個性や生き方を尊重し合えるよう、町民、事業所、地域団体などに対して啓発や情報提供を行い、男女共同参画を推進する意識の向上を図ります。また、次代を担う子どもたちが、性別にとらわれることなくそれぞれの個性を育み、将来を選択できるよう、学校での男女平等教育を推進します。

## 基本目標Ⅱ

## 男女が対等に参画するまちづくり

異なる立場や経験を踏まえた多様な視点や発想を町政や地域活動に反映させることは、男女共同参画社会の実現だけではなく、地域の活性化にもつながります。そのためには、男女が様々な活動に単に参加するだけではなく、政策や方針の立案や事業の計画など意思決定の場に積極的に加わり、意見やアイデアを出し合うことが必要です。依然として地域のリーダーには男性が多い現状を踏まえ、指導的立場に就く女性の育成や、地域での活動における女性の参画を推進するなど、男女が対等で主体的に参画できるまちづくりを推進します。

近年、大規模な災害の経験から、防災や災害対応にも男女共同参画の視点を十分に反映させることが求められています。非常時に男女が共に意思決定に関わることができるよう取り組むとともに、平時から地域での男女共同参画を推進します。

## 基本目標Ⅲ

# 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり 荊田町DV対策基本計画

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して安全に暮らす権利が保障されることは、男女共同参画社会の根幹を成すものです。しかし、現実には、ドメスティック・バイオレンス※（以下、「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメント※など、性に関する暴力や人権侵害が発生しています。これらの暴力や人権侵害について世代や立場に応じた啓発を行い、未然の防止を図るとともに、被害者への相談支援体制を充実させます。基本目標ⅢをDV防止法に基づく基本計画としても位置づけ、DV対策に総合的に取り組みます。人権を尊重する観点から、性差やライフステージ※に応じたきめ細やかな健康支援を実施します。

社会においては属性や立場によって、貧困などの生活上の困難を抱えたり、差別や偏見を受けたりするなど、より困難な状況に置かれてしまうことがあります。そのため、高齢者、障がい者、ひとり親家庭や外国人住民、LGBTQ※等の性的少数者の人など、多様な人々の人権が尊重されるよう、啓発や支援を行います。

## 基本目標Ⅳ

# 男女が自立した共生の社会づくり 荊田町女性活躍推進計画

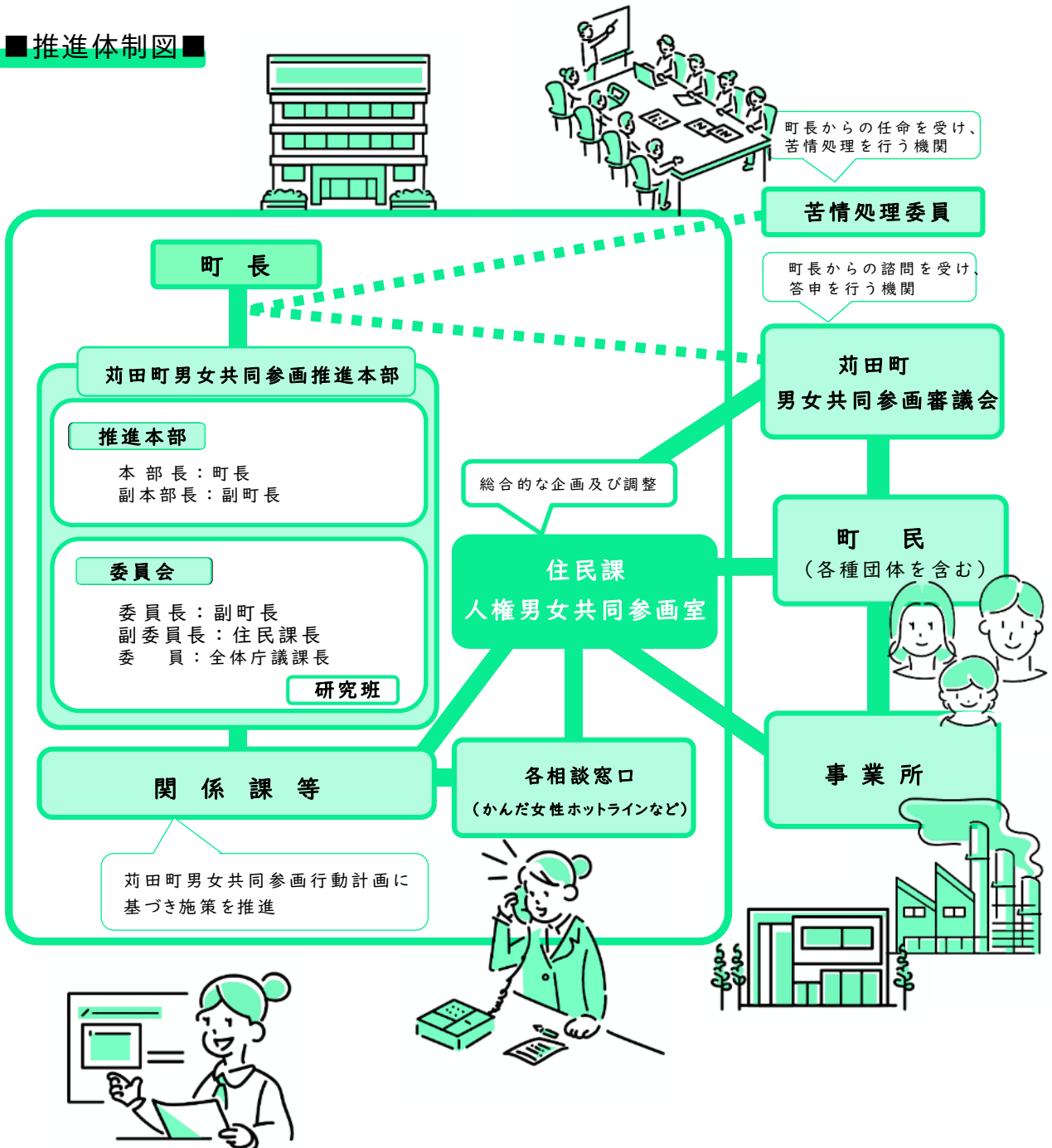
男女共同参画社会の実現には、男女が共に職場等において対等な立場で個性や能力を発揮できる機会を確保し、経済的に自立できる社会づくりが必要です。加えて、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランス※を実現できるよう、これまでの働き方を見直し、男性も女性も共に家庭生活や地域活動、趣味や学習などと仕事とを両立できる環境を整えることが望まれます。基本目標Ⅳを女性活躍推進法に基づく推進計画として位置づけ、町民や事業所に対し、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法を始めとする法や制度に関する情報提供を行うとともに、女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスの重要性について啓発し、働く場における男女共同参画の推進を図ります。また、男女共同参画の視点から、子育てや介護と仕事との両立支援を行い、男性の家事や育児への参画促進につなげます。併せて、女性の就労や起業に向けても支援を行います。



## 5 計画の推進

本町においては、将来像「わたしとあなたの生き方を認め合い、支え合い、未来につながるまち かなだ」を実現するため、町長を本部長とする苅田町男女共同参画推進本部を組織しています。全庁的な連携のもと、町民や地域団体、事業所、関係機関などとの連携を深め、本計画を総合的かつ計画的に推進します。

■推進体制図■



# 6 計画の体系



●女性活躍推進法関係

## 7 本計画とSDGsの関連性









「誰一人取り残さない」を理念とし、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」では、目標5に「ジェンダー平等の実現」が設定されています。

また、SDGsにおいてはすべての目標の達成のためにジェンダー平等の実現が死活的に重要であると位置づけられており、本町においてもあらゆる施策にジェンダー平等の視点を反映していくことが求められます。

### ■基本目標に関連しているSDGsの目標

基本目標	関連する目標
基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重し合う意識づくり	     
基本目標Ⅱ 男女が対等に参画するまちづくり	     
基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり	      
基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり	      

### ■本計画と関連するSDGsの目標

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



## 第3章

---

---

# 男女共同参画に関する 苅田町の現状と課題





# 第3章 男女共同参画に関する 苅田町の現状と課題

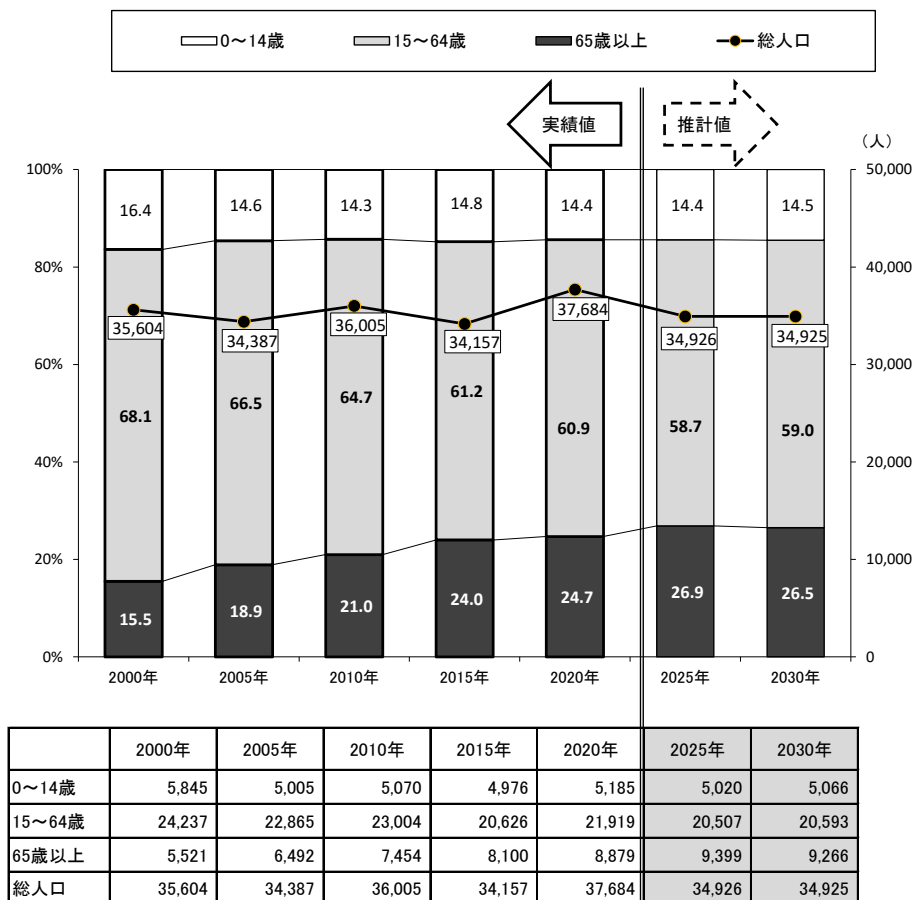
## 1 人口に関する現況

### (1) 年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、2020年（令和2年）に37,684人となりましたが、2030年（令和12年）までの推計では35,000人弱で推移するとみられています。

年齢区分別の割合をみると、苅田町は県内市町村としては高齢化率が比較的低く推移していますが、老年人口（65歳以上）は2010年（平成22年）の21.0%から2020年（令和2年）には24.7%と増加傾向にあり、2030年（令和12年）には26.5%と推計され、本町においても今後高齢化が進行していくとみられます。一方、生産年齢人口（15～64歳）は、2020年（令和2年）の60.9%から大きな増加が見込めないと推計されています。

図表3-1 年齢区分別人口割合の推移と将来推計



資料：各年国勢調査（総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない）

2025～2030年は、苅田町人口ビジョン(将来展望①)の推計による

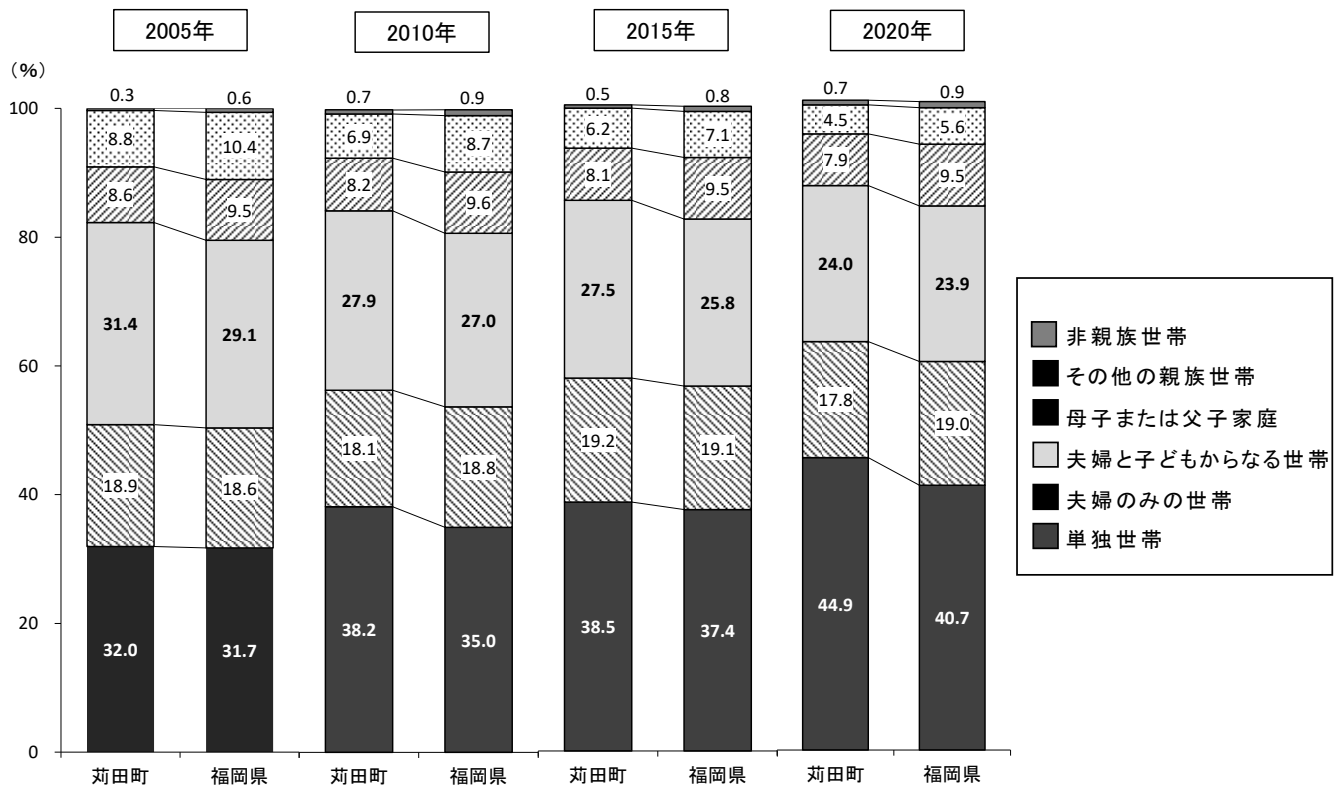
## (2) 家族類型別一般世帯数の推移

本町における一般世帯の家族形態の割合をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」は2005年(平成17年)の31.4%から2020年(令和2年)には24.0%と減少しています。一方、「単独世帯」の割合は2005年(平成17年)の32.0%から2020年(令和2年)には44.9%と大幅に増加しています。「母子または父子家庭」は、2005年(平成17年)から8%前後とほぼ変わらず推移しています。

福岡県全体と比較すると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は福岡県とほぼ同じですが、「単独世帯」は福岡県より多くなっています。

「単独世帯」の割合が高い本町においては、地域コミュニティの維持や、単身高齢者の介護や見守り等の課題が今後生じてくるものと思われます。

図表3-2 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)



資料:各年国勢調査

※一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

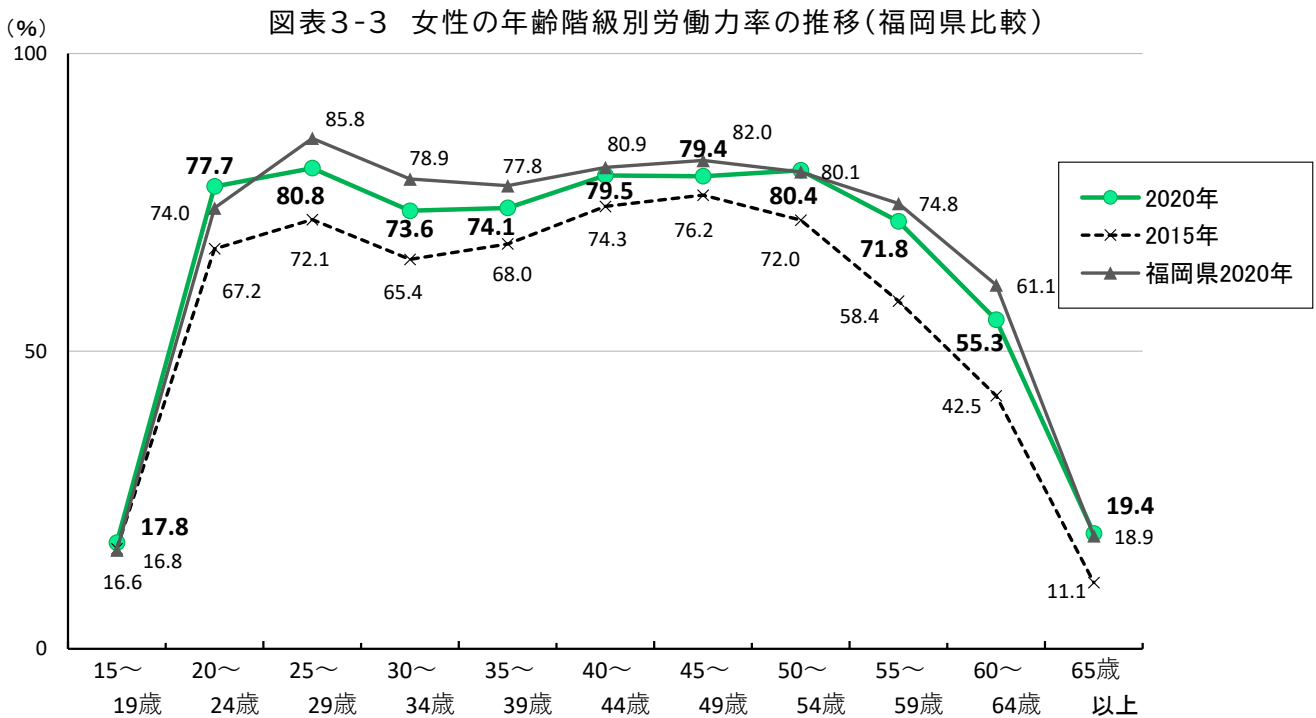
- 親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。  
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。
- 非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
- 単独世帯：世帯人員が1人の世帯。

今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

### (3) 女性の年齢階級別労働力率の推移

女性の年齢階級別労働力率は、日本においては一般的に、結婚・出産退職により30歳代で低下し、育児がある程度落ち着き再就労する40歳代に再度上昇する傾向があります。そのため、年齢階級別労働力率をグラフにすると、30歳代で労働力率が下がるM字型のカーブを描いてきましたが、近年は30歳代での労働力率の低下は縮小しつつあります。

2020年(令和2年)の本町における女性の年齢階級別労働力率をみると、25歳～29歳の80.8%をピークに30～34歳、35～39歳で7割台前半に低下し、40歳代から50歳代にかけて上昇するというM字型カーブを描いています。この結果から、本町においても結婚・出産期に仕事を離れる女性が多いことがうかがえます。本町の2015年(平成27年)の労働力率と比較すると、すべての年代で数値は上昇していますが、福岡県全体の労働力率と比較すると、20歳代後半から30歳代の数値はやや低くなっています。



資料：2020年(令和2年)国勢調査

※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合



## 2 町民意識調査からみた現状と課題

第3次苅田町男女共同参画行動計画を策定するにあたり、男女共同参画に関する町民の意識と実態を把握し、施策の展開の基礎資料とするため、町民意識調査を実施しました。

### ■調査の概要

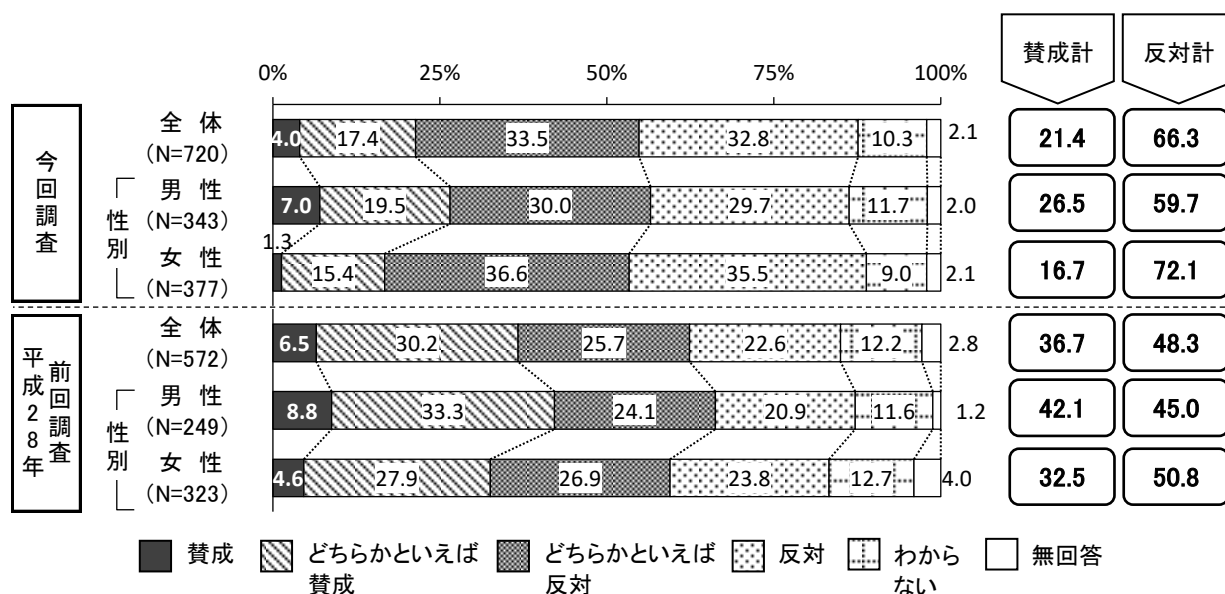
- (1) 調査地域 苅田町全域
- (2) 調査対象者 18歳以上の男女2,000人
- (3) 回収率 有効回収数 720人 有効回収率 36.0%
- (4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送法
- (6) 調査期間 令和3年9月13日～9月30日

### (1) 固定的性別役割分担意識

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という、いわゆる性別役割分担意識について、全体では「賛成」(4.0%)と「どちらかといえば賛成」(17.4%)をあわせた『賛成』が21.4%に対し、「反対」(32.8%)と「どちらかといえば反対」(33.5%)をあわせた『反対』は66.3%と、性別役割分担を容認しない人が約45ポイント上回っています。

また性別でみると、女性の『反対』は72.1%で男性(59.7%)を12.4ポイント上回っており、女性の方が性別役割分担を容認しない人が多くなっています。前回調査から『反対』の割合が大きく増加しており、本町においては固定的性別役割分担意識\*が解消されつつあるといえます。

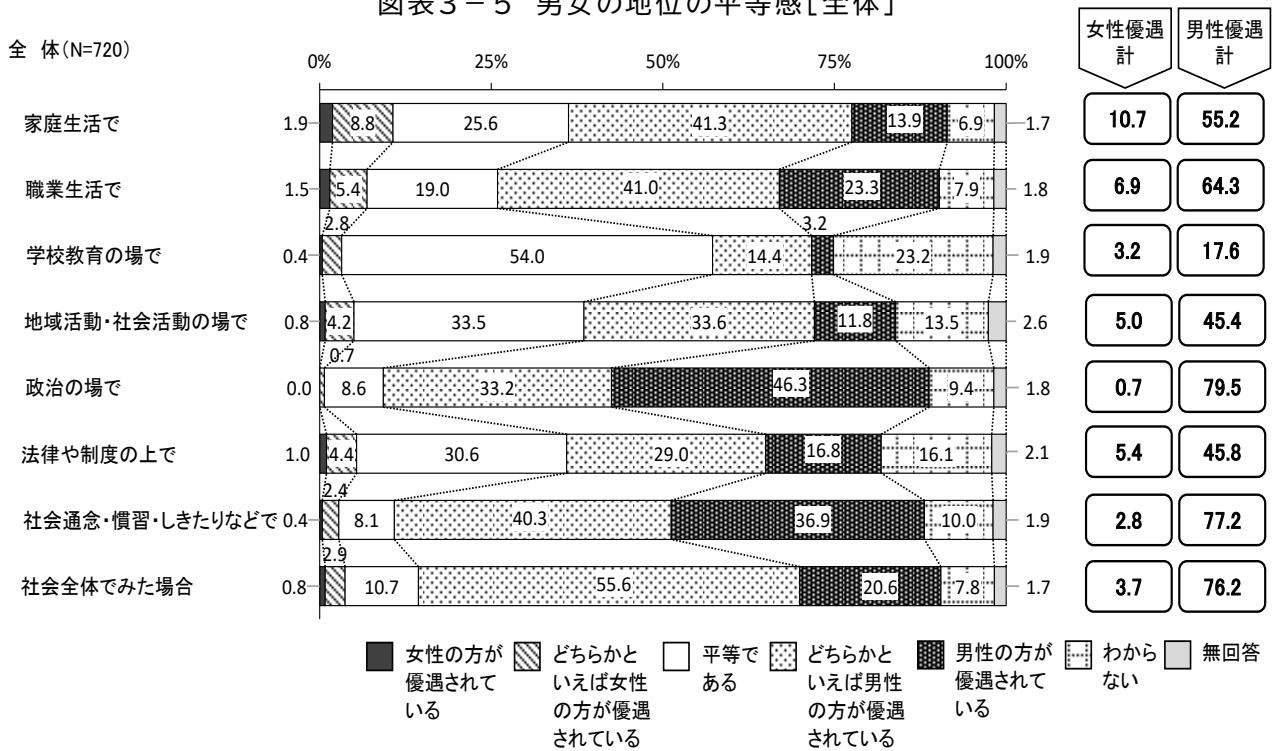
図表3-4 固定的性別役割分担意識[全体、性別](前回調査比較)



## (2) 男女の地位の平等感

家庭や職場など様々な場面での男女の地位の平等感について尋ねたところ、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた『男性優遇』の割合が最も高いのは「政治の場」で 79.5%、次いで「社会通念・慣習・しきたりなど」が 77.2%、「社会全体でみた場合」が 76.2%と7割を超えています。また、「職業生活」(64.3%)、「家庭生活」(55.2%)で5割を超え、「地域活動・社会活動の場」(45.4%)や「法律や制度の上」(45.8%)でも4割台半ばと、いずれも「平等である」の割合を大きく上回っています。唯一「学校教育の場」は「平等である」が 54.0%と5割を超え、『男性優遇』(17.6%)を上回っています。このことから、本町では、生活の多くの場面において『男性優遇』と感じられていることがうかがえます。

図表3-5 男女の地位の平等感[全体]

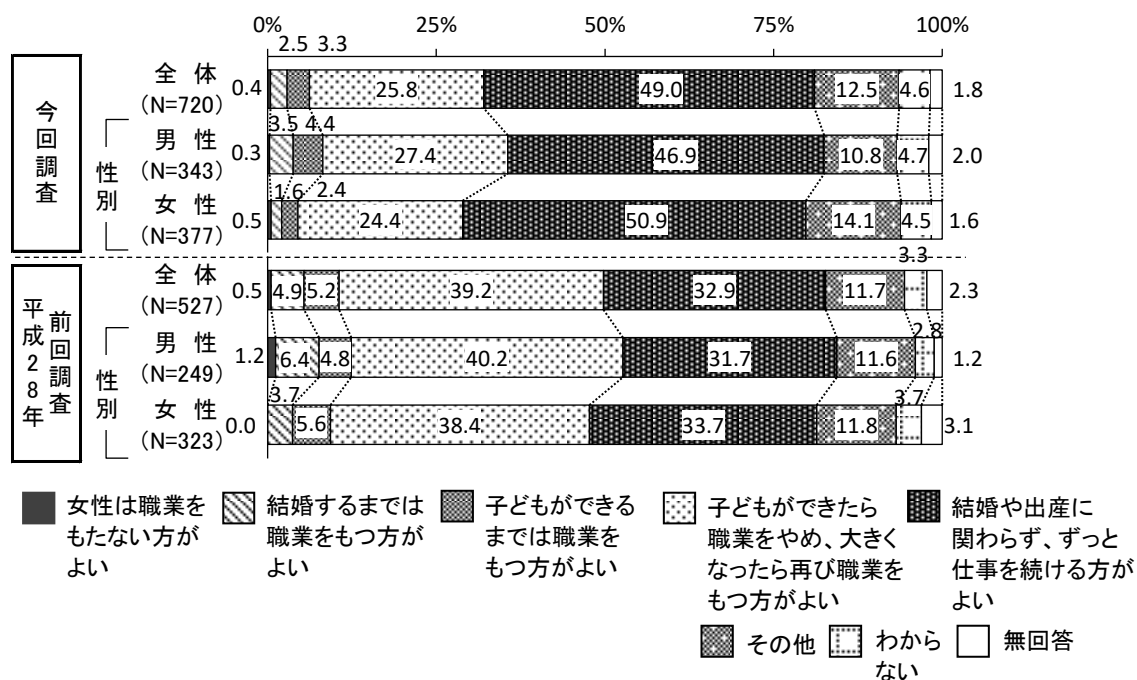


### (3) 女性が職業をもつことについての考え方

女性が職業をもつことについて、「結婚や出産に関わらず、ずっと仕事を続ける方がよい」という就労継続が49.0%で最も多く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という子育て期に就労を中断する働き方が25.8%となっています。一方、専業主婦を志向する項目は合計で1割に満たず、女性が職業をもつことが肯定的に受け止められています。

前回調査と比べると、就労継続は男女とも約15～17ポイント増え、子育て期に就労を中断する働き方は約13～14ポイント、専業主婦志向の割合は約4～5ポイント減っており、女性の就労継続を望ましいと考える人が増えており、このことから女性の就労に関する支援策がより必要とされていると考えられます。

図表3-6 女性が職業をもつことについての考え方[全体、性別](前回調査比較)



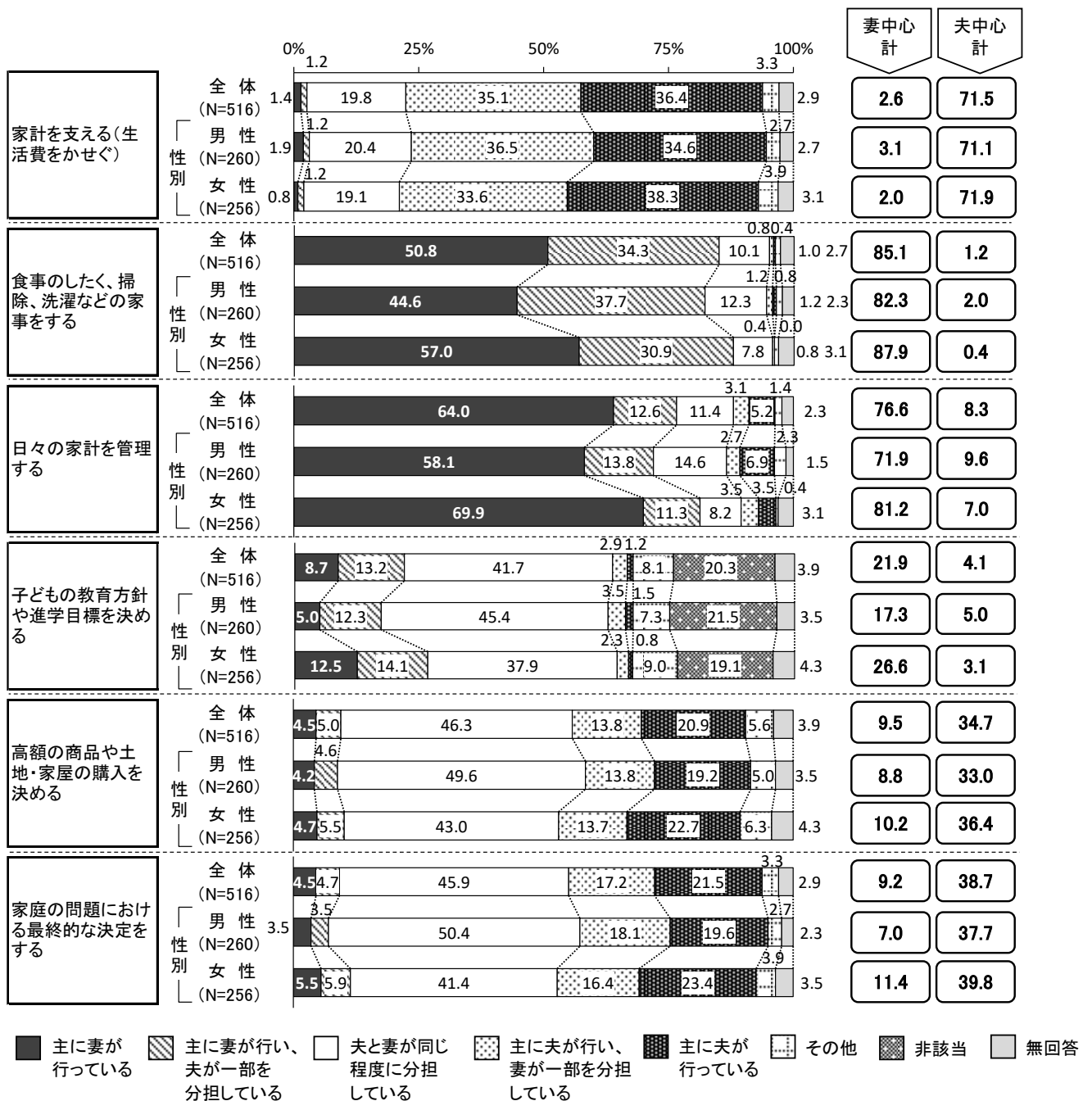
### (4) 家庭内の役割分担について

家庭内での仕事に関する役割分担について尋ねたところ、「家計を支える(生活費をかせぐ)」は『夫中心』、「食事のしたく、掃除、洗濯などの家事をする」や「日々の家計を管理する」は『妻中心』の割合が高くなっており、稼得役割は夫に、家事は妻に偏っています。

「子どもの教育方針や進学目標を決める」「高額の商品や土地・家屋の購入を決める」「家庭の問題における最終的な決定をする」などは「同じ程度に分担」の割合が他の分野に比べて高いものの、「高額の商品や土地・家屋の購入を決める」「家庭の問題における最終的な決定をする」は『夫中心』が2番目に高くなっています。

本町では、固定的性別役割分担意識については解消されつつあるものの、実際の家庭内での役割分担においては性別により偏りがみられます。

図表3-7 家庭内の役割分担の状況[全体、性別]



※「主に妻が行っている」と「主に妻が行い、夫が一部を分担している」との合計を『妻中心』、「主に夫が行っている」と「主に夫が行い、妻が一部を分担している」との合計を『夫中心』として集計



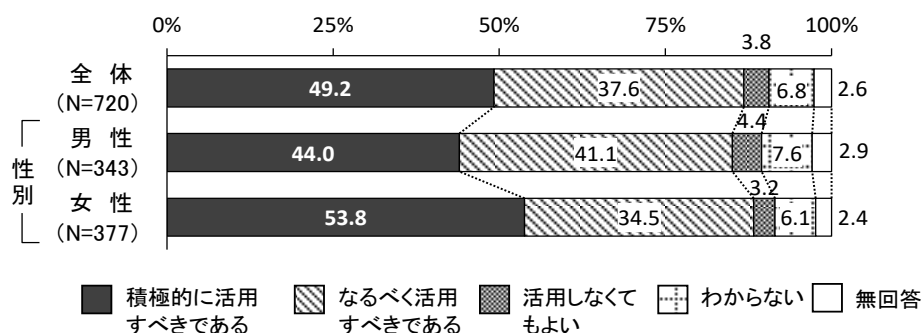


## (5) 男性の育児休業・介護休業制度の取得について

男性が育児休業、介護休業、子の看護休暇制度を活用することについては、「積極的に活用すべきである」が49.2%で最も高く、次いで「なるべく活用すべきである」が37.6%、「活用しなくてもよい」は3.8%となっており、男性も活用すべきとの意見が多数となっています。

性別でみると、女性は「積極的に活用すべきである」が男性より高く、男性は「なるべく活用すべきである」が女性より高くなっており、男性自身の方がやや消極的な結果となっていることから、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりが望まれます。

図表3-8 男性が育児休業・介護休業制度を活用することについて



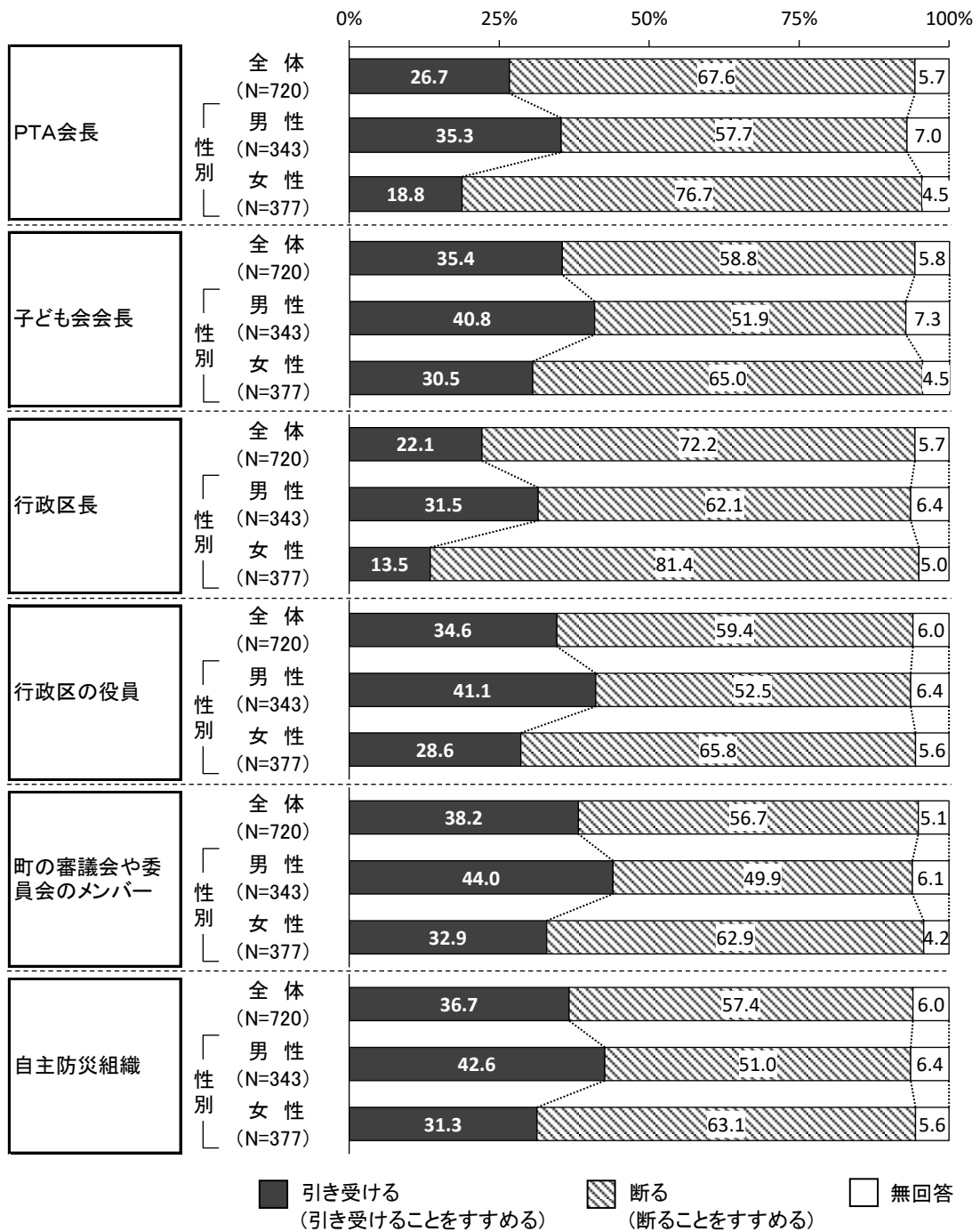
## (6) 地域の役職に女性が推薦された場合の対処

女性がPTA会長や行政区長などの地域の役職に就くことについて、女性には実際に引き受けるかどうかを、男性には身近な女性が推薦された場合に引き受けることをすすめるかについて尋ねたところ、すべての分野で「断る(断ることをすすめる)」の回答が5割台半ばから7割強となっています。

性別でみると、「断る(断ることをすすめる)」は、すべての分野で女性の割合が男性よりも高く、特に「行政区長」では81.4%と高くなっており、女性が地域の役職につきづらい状況があることが示唆されています。性別や年齢にかかわらず地域での活動に参加しやすい工夫をすることに加えて、女性自身が役職に就くことに消極的になっている様子もうかがえることから、女性への意識啓発やエンパワーメント支援などを行う必要があります。



図表3-9 地域の役職に女性が推薦された場合の対処[全体、性別]

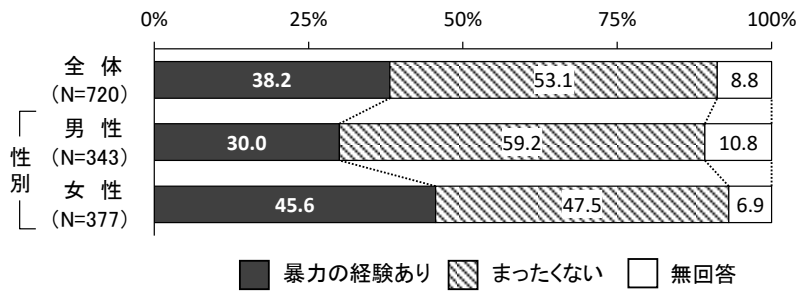


## (7) 配偶者・パートナーからの暴力の経験

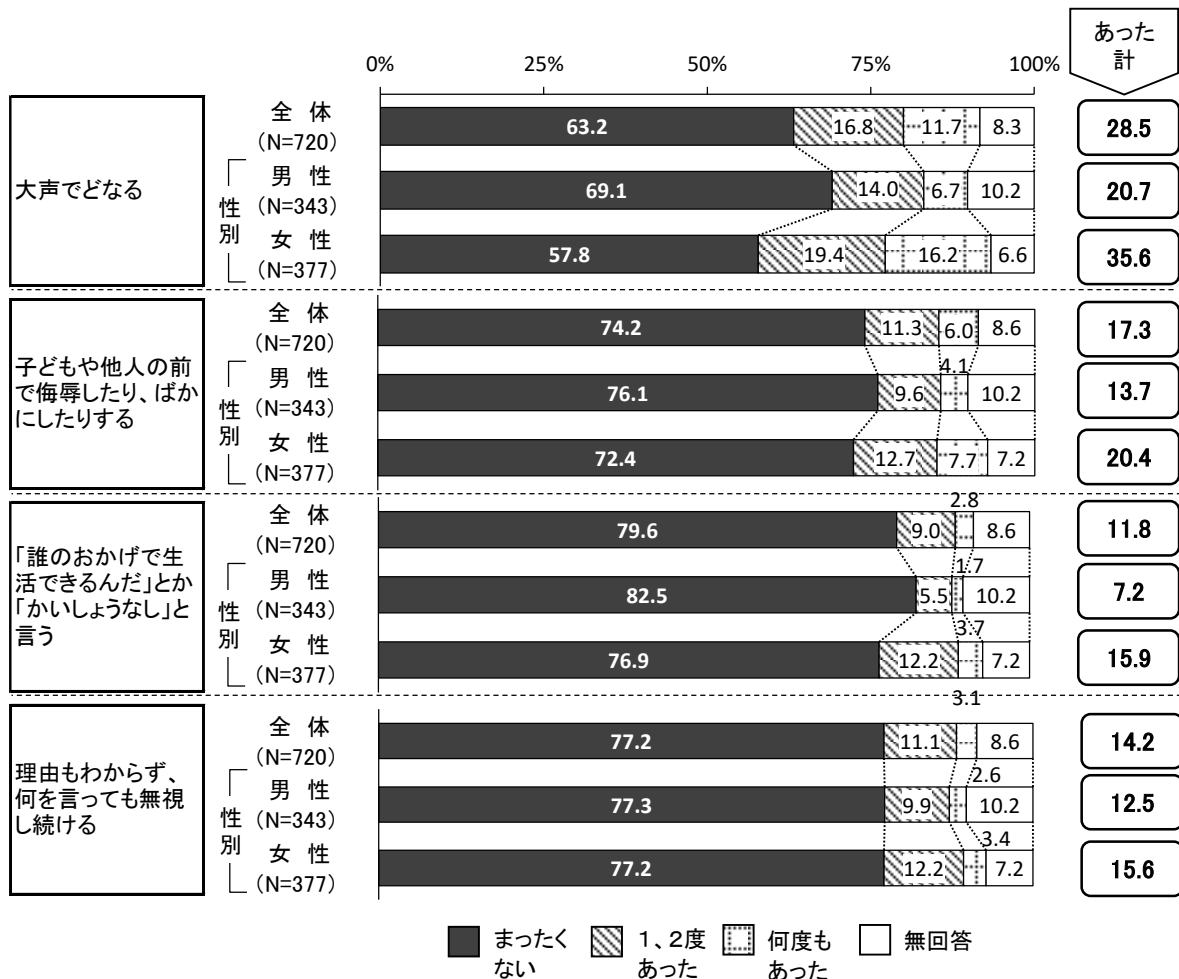
配偶者・パートナーからの暴力の経験について、「暴力の経験あり」は 38.2%で、4 割近い人が配偶者・パートナーからの暴力を経験しています。

性別でみると、女性の「暴力の経験あり」は 45.6%、男性は 30.0%となっており、女性の経験率が高くなっています。経験した暴力の内容としては、「大声でどなる」「子どもや他人の前で侮辱したり、ばかにしたりする」「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしようなし」と言う」「理由もわからず、何を言っても無視し続ける」などの精神的暴力の経験率が高くなっています。

図表3-10(1) 配偶者・パートナーからの暴力の経験・まとめ[全体、性別]



図表3-10(2) 配偶者・パートナーからの暴力の経験[全体、性別]

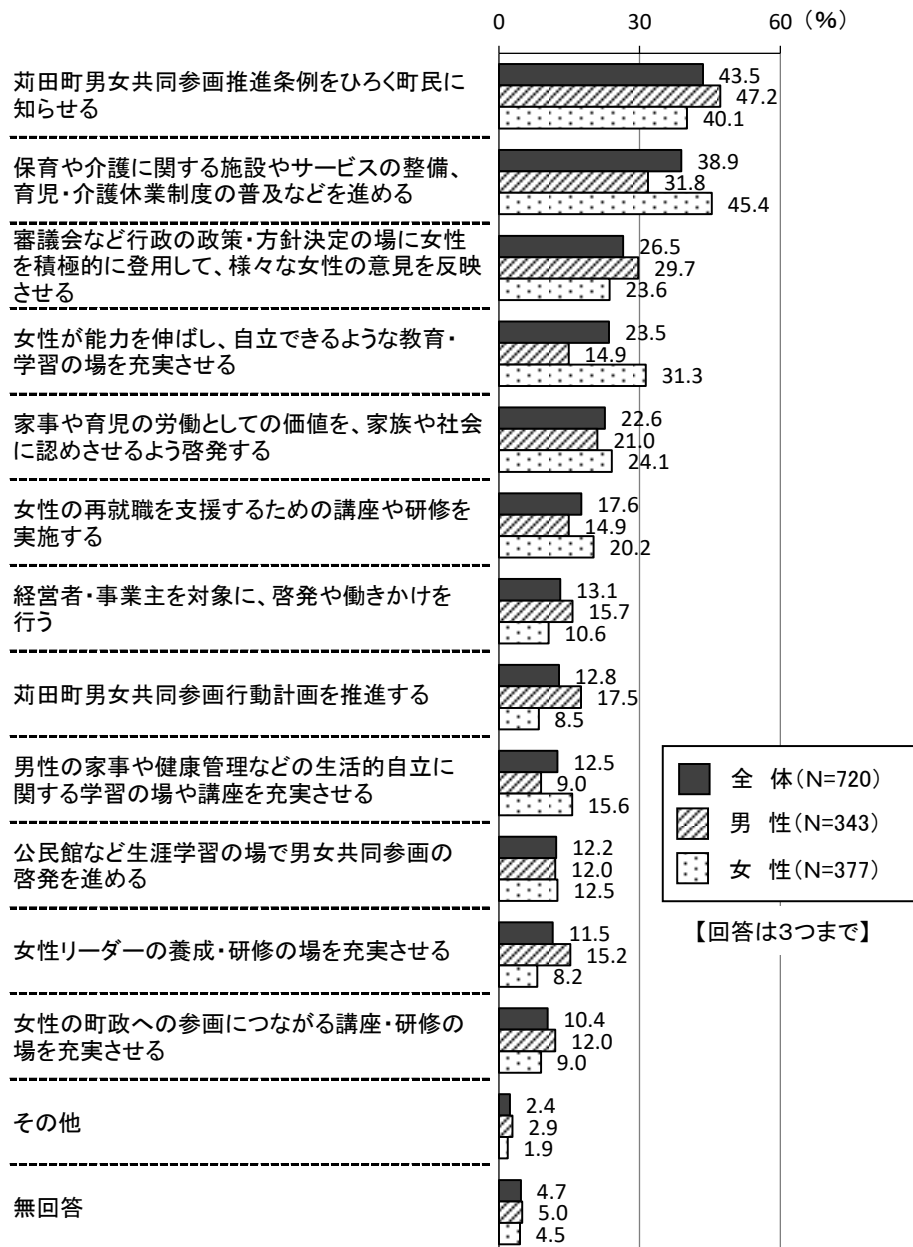


## (8) 「男女共同参画社会」づくりのために行政が取り組むこと

「男女共同参画社会」づくりを進めるために行政が取り組むこととしては、「荇田町男女共同参画推進条例をひろく町民に知らせる」が43.5%と最も高く、次いで「保育や介護に関する施設やサービスの整備、育児・介護休業制度の普及などを進める」が38.9%、「審議会など行政の政策・方針決定の場に女性を積極的に登用して、様々な女性の意見を反映させる」が26.5%などとなっています。

性別で見ると、女性は「保育や介護に関する施設やサービスの整備、育児・介護休業制度の普及などを進める」が45.4%と高く、第1位にあげられており、育児や介護の負担軽減や仕事との両立支援が望まれています。

図表3-11 「男女共同参画社会」づくりを進めるために行政が取り組むこと[全体、性別]





## 第4章

---

---

## 実施計画



# 第4章 実施計画

## 1 計画における重点的取り組み

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる施策にジェンダー平等の視点を反映させることが重要です。本計画においても64項目にのぼる具体的施策を掲げていますが、計画を推進するにあたって、本町の男女共同参画の現状や近年の社会経済情勢を考慮し、以下の3つの項目を、前期計画の5年間に特に重点的に取り組むべき項目と定めます。

### (1) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野の意思決定の場に男女が対等に参画することが必要ですが、特に意思決定の場に異なる経験や背景をもつ人が参画し、多様な意見や視点を反映させることが大切です。現状では低い割合にある管理職や地域の役職など政策・方針決定にかかわる指導的立場に就く女性を増やしていくことが不可欠です。

女性自身の意識の向上や女性リーダー育成のための講座などを開催するとともに、各種団体や事業所などにおいても積極的な女性の登用に向けて理解を求めていきます。また、本町でも、女性管理職や審議会等委員の女性比率の向上に取り組み、女性の人材育成に努めます。

成果指標	現状値	方向
町審議会・委員会における女性委員の割合(地方自治法第202条の3に基づくもの)	31.0%	40.0%

### (2) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

第5次苅田町総合計画前期基本計画では、「安全で暮らしやすい環境があるまちづくり」を政策の1つに定めています。近年、台風や集中豪雨などの自然災害の脅威が増しており、地域と住民、行政が協働して防災・減災に取り組むことが喫緊の課題となっています。とりわけ、災害が発生した際には、性別によってニーズや身体的・精神的負担が異なることが指摘されており、防災・減災の取り組みに男女共同参画の視点を取り入れることが重要です。

避難所等においてジェンダーに配慮した適切な対応が行えるよう、地域防災計画の策定や地域での防災活動への女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた安全・安心のまちづくりを推進します。

成果指標	現状値	方向
防災士の女性割合	16.1%	40.0%

### (3) 暴力の防止と被害者の支援のための取り組み

DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力等の暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害行為であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重大な課題です。近年では、デートDVやいわゆるJKビジネス等、若年層における、または若年層を対象とした暴力が問題となっており、早い時期からの取り組みが望まれます。

暴力の加害・被害を防ぎ、また、暴力が発生した場合もその被害を潜在化させることなく早期発見・早期対応につながるよう、学校や地域とも協力し合い、意識啓発や正しい知識の普及に努めます。そのために、「かんだ女性ホットライン」を始めとする相談窓口や、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」「性暴力対策アドバイザー派遣事業」など県が実施する事業についての周知を図ります。また、関係機関や各種団体等と連携しながら、被害者への迅速で適切な支援とともに相談や情報提供のための体制づくりを推進します。

成果指標	現状値	方向
「かんだ女性ホットライン」について（「言葉も内容も知っている」人の割合）	23.1%	35.0%



## 2 計画の具体的施策

### 基本目標Ⅰ 男女が互いに尊重し合う意識づくり

#### 施策の 方針

#### 1 男女共同参画に関する理解の浸透

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するには、一人ひとりの多様な考えや価値観、生き方が尊重されなければなりません。そのためには、町民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、その実現に向けて行動することが必要です。

町民意識調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別役割分担に反対する人は全体の約3分の2と、賛成する人を大幅に上回っており、前回調査に比べても性別役割分担を容認しない人が大幅に増加しています。また、女性が職業をもつことについても、「結婚や出産に関わらず、ずっと仕事を続ける方がよい」がほぼ5割を占め、女性が就業を中断せずに職業をもち続けるのが望ましいと考える人が増加しています。一方で、性別や年代により意識には差がみられます。また近年、相手の属性によって無意識のうちに判断や評価をゆがめる可能性がある「アンコンシャス・バイアス※（無意識の偏見）」の問題も指摘されています。男女共同参画社会の実現に向けて、ジェンダーにとらわれない意識を涵養するために、より一層の取り組みが望まれます。

一人ひとりが性別にかかわらず希望する生き方を選択でき、またそれを尊重し合えるように、町民や事業所、各種団体を対象に、意識啓発を行います。また、図書館等の町内公共施設や町の広報やホームページ、SNSなどを通じ、町民への情報提供を積極的に行います。

#### ■具体的施策■

##### (1) 男女共同参画に関する学習・啓発の充実

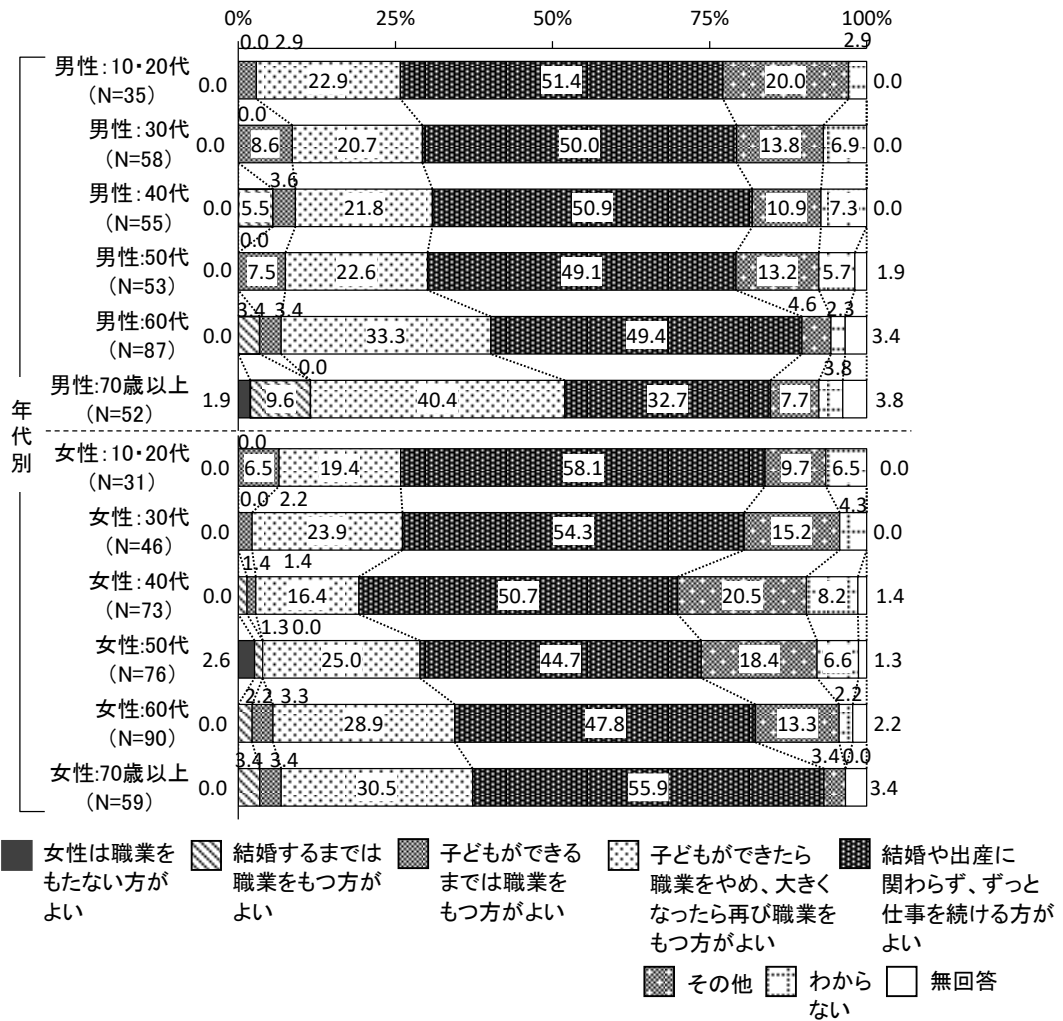
No.	具体的施策	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画推進のための講座などを実施します。事業所や各種団体を対象とした出張講座を含め、参加しやすい時間帯や場所に配慮して、町民が男女共同参画について考える機会を十分に設けます。	人権男女共同参画室 生涯学習課

##### (2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

No.	具体的施策	事業内容	担当課
2	町民等に対する情報提供	男女共同参画関連の情報を充実させます。町民や事業所にとって必要な情報を、いつでも利用しやすい状態で提供するよう努めます。	人権男女共同参画室 生涯学習課

【参考データ】

図表 4-1 女性が職業を持つことについて〔性別・年代別〕



■成果指標■

(1)男女共同参画に関する学習・啓発の充実

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
1	男女共同参画に関する啓発講座	実施	各公民館年1回
	男女共同参画出張講座	3回	年10回以上

## 施策の 方針

### 2 男女共同参画教育の推進

次代を担う子どもたちがジェンダーにとらわれず、それぞれの個性や能力を活かして伸び伸びと成長し、将来の進路選択やキャリア形成ができる環境を整えることは、男女共同参画社会の実現のために重要な意味を持っています。子どもたちは、家庭や地域はもちろん、学校や保育施設において、様々な価値観や考え方に触れ、学んでいきます。そのため、子どもたちの周囲の人々が、性別による偏見を抱かずに男女共同参画の視点を持って子どもたちに接することはもちろん、子どもたち自身が自分自身の興味関心や個性を伸ばしつつ、互いの人権を尊重し合う意識を高めていけるよう、学びを支援することが重要です。

本町ではこれまでも、学校教育を中心として男女共同参画の意識を育てる教育に取り組んでおり、今後も、教職員や保育士等への啓発や情報提供を行い、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。さらに、地域とも連携して、家庭におけるジェンダーに敏感な視点から子育て・教育についての啓発や情報提供に取り組みます。子どもたちが性別にとらわれずに幅広い選択肢から自身の未来を描けるよう、学校で実施されるキャリア教育においても、ジェンダーにとらわれない指導を推進します。

#### ■具体的施策■

##### (1) 成長に応じた男女共同参画教育の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
3	男女共同参画を推進する家庭教育支援	子どもの個性を尊重した、ジェンダーに敏感な視点に立った子育てについての啓発事業を充実させます。子どもたちが、家庭のみならず、地域の中で大切に育まれるよう、地域の活動とも連携して行います。	人権男女共同参画室 子育て・健康課 学校教育課 生涯学習課
4	幅広い進路選択を可能にする教育の推進	子どもたちが職業や進路を選択するための情報や経験の機会が、男女均等に与えられるよう支援します。性別による固定観念に捉われないキャリア教育(進路指導)を進めるための資料や講師の紹介など、情報の提供を行います。	人権男女共同参画室 学校教育課
5	学校における男女平等教育の推進	学校への関係資料の配布や男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、男女平等の視点に立った学校教育を推進します。	人権男女共同参画室 学校教育課

##### (2) 教育・保育へ携わる者への啓発の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
6	教職員・保育士等への啓発と情報提供	学校や保育園などでの男女共同参画教育を推進するため、県等で実施する研修や講演などの資料や講師の紹介など、積極的に情報提供を行います。	人権男女共同参画室 子育て・健康課 学校教育課

## ■成果指標■

### (1) 成長に応じた男女共同参画教育の推進

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
3	パパカ(ぱぱぢから)講座	年2回	年2回
4	職場体験学習実施内容の把握	0回	年1回

## 基本目標Ⅱ 男女が対等に参画するまちづくり

### 施策の 方針

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

地域コミュニティのあり方が大きく変化し、地域において新たに生じている様々な課題を解決するためには、家庭や職場、地域、政治の場等、社会のあらゆる分野において、政策・方針決定の過程に男女が対等な立場で参画する、男女共同参画のまちづくりが不可欠です。異なる背景や経験をもつ多様な人々が意思決定に参画することで、町民の生活実態やニーズに沿ったよりよい施策の展開につながることを期待できます。

国は、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年代の可能な限り早期に指導的地位における女性の割合が30%程度となるよう目指して取り組みを進める」としています。本町においても、審議会等の委員に占める女性委員の割合の向上を目指してこれまで取り組みを進めてきました。2021年（令和3年）4月1日現在、女性委員の割合は31.0%で国の目標には達していますが、分野によっては男女比に偏りがみられるなど課題は残されており、より一層の政策・方針決定過程への女性の参画を目指して取り組む必要があります。

町が設置する審議会等においては、全庁的に女性委員の登用を積極的に推進します。リーダーとなる女性人材の育成を図るために、町民への啓発や学習機会の提供を行い、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。

### ■具体的施策■

#### (1) 審議会・委員会等への女性参画の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
7	審議会・委員会等への女性委員の登用	審議会などで、女性委員が男性委員と同様に活躍し、多様な視点や発想が、町の施策に反映されるよう、審議会等委員への女性の参画を促進し、積極的な登用を進めます。	全庁

#### (2) 女性の人材育成

No.	具体的施策	事業内容	担当課
8	女性の参画意識の向上	女性が、自分の潜在的な能力に気付き、その能力を積極的に社会に活かしていけるよう、男女共同参画に関する啓発や「福岡県男女共同参画センターあすばる」での研修受講の促進、また、女性のエンパワメント講座の開催など、女性の参画意識向上に向けて様々な取り組みを推進します。	人権男女共同参画室 生涯学習課
9	女性人材の発掘と育成	女性が、あらゆる分野で活躍することができるように、町内の様々な分野で活動する女性を対象に講座・研修会等への参加の働きかけと支援を行います。	人権男女共同参画室 全庁

## ■成果指標■

### (1) 審議会・委員会等への女性参画の推進

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
7	町審議会・委員会における女性委員の割合（地方自治法第202条の3に基づくもの）	31%	40%

### (2) 女性の人材育成

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
8	女性のエンパワーメント講座開催	年1回	年1回
	公民館で女性対象の各種講座開催	—	1回／年／各公民館
9	防災士の女性割合	16.1%	40%

## 施策の 方針

### 2 地域活動や様々な分野における男女共同参画の推進

少子高齢化の進行、ライフスタイルや世帯構成、働き方の変化・多様化が進む中、地域において新たに様々な課題が生じています。地域の課題に対応し、地域の活性化を図るには、性別や年齢にかかわらず、多様な町民が地域の活動に主体的に参画でき、それぞれの個性と能力を十分に活かして活動したり、意見を出し合えるような環境を整えることが必要です。

また、近年の大規模災害の経験から、災害による被害状況や避難所等でのニーズが性別により異なることが指摘されています。地域における防災や災害対応の取り組みに男女共同参画の視点を取り入れ、誰一人取り残すことのない地域づくりを進めることが求められています。

町民意識調査によると、地域での活動において、「リーダーは男性、雑用は女性」等の性別による役割分担が残っていることがうかがえます。一方、区長やPTA会長など、地域の役職への女性の参画は進んでいません。また、地域の役職に就くことについて、女性自身がしり込みする傾向もみられ、女性が地域のリーダーとして活動できるような支援が必要です。

町民と協働して男女共同参画のまちづくりを進めるために、性別にかかわらず様々な町民が地域活動に参画できるよう、地域での男女共同参画を促進します。また、各種団体等に対して啓発や学習機会を提供するとともに、女性団体の活動を支援します。

災害対策においては、性別によるニーズの違いに配慮できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた取り組みを行います。

#### ■ 具体的施策 ■

##### (1) 地域活動における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
10	各種団体等における男女共同参画の促進	事業所や各種団体などを対象に男女共同参画に関する啓発講座(男女共同参画出張講座)を実施します。講座を通して、課題を発見し、施策に反映するよう努めます。	人権男女共同参画室 全庁
11	地域活動等役員への女性の参画の促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性団体の育成や活動支援を行います。方針決定を含む地域の活動への女性の参画を推進するよう地域団体へ働きかけます。	人権男女共同参画室 全庁

##### (2) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
12	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	災害対策に、多様な視点や発想が活かされるよう、自主防災や防火活動の取り組みに男女共同参画の視点を取り入れます。	危機管理室 消防本部



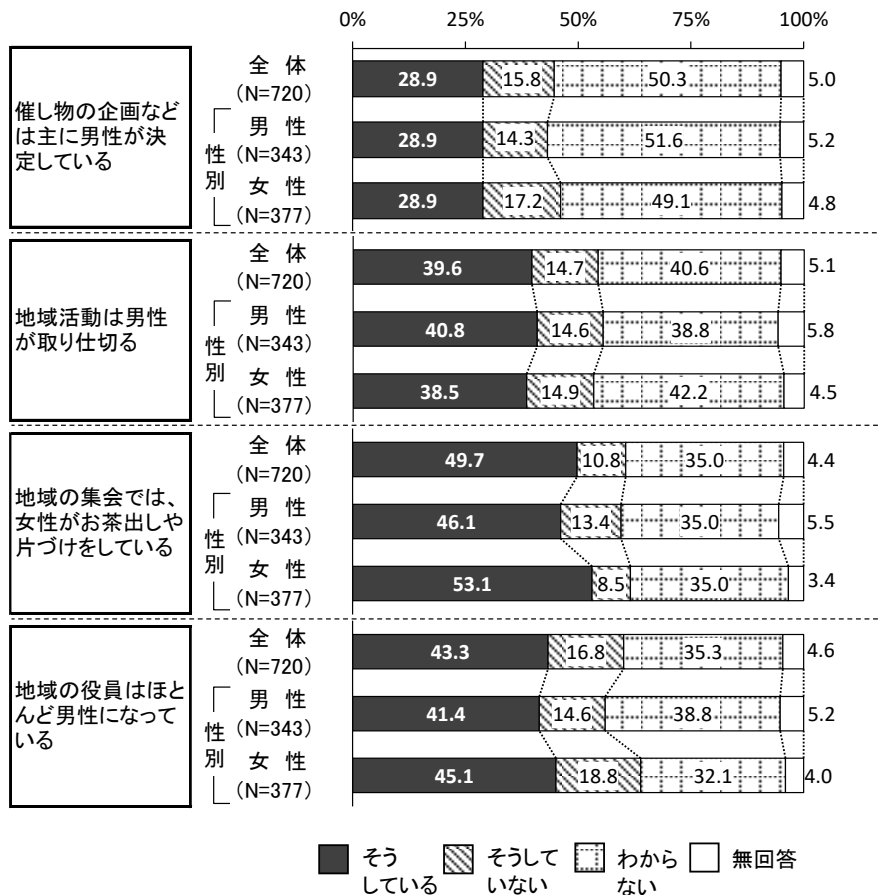
【参考データ】

図表 4-2 審議会における女性委員割合の推移

(人、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委員総数	351	361	373	380	375	364
女性割合	30.5%	27.7%	25.7%	24.2%	24.3%	31.0%

図表 4-3 地域活動での男女の役割分担の現状 [全体、性別]



図表 4-4 地域における役職への女性の参画状況

(人、%)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	総数	女性割合	総数	女性割合	総数	女性割合	総数	女性割合	総数	女性割合
自治会長	47	0.0%	47	0.0%	48	2.1%	48	2.1%	48	0.0%
民生・児童委員	50	38.0%	49	38.8%	50	38.0%	52	38.5%	50	40.0%
小学校PTA会長	6	0.0%	6	0.0%	6	0.0%	6	0.0%	6	0.0%
中学校PTA会長	2	0.0%	2	0.0%	2	0.0%	2	0.0%	2	0.0%



■成果指標■

(2)安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
12	消防団の女性団員	3名	5名



## 基本目標Ⅲ 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり 苅田町 DV 対策基本計画

### 施策の 方針

## 1 DV の防止及び被害者の支援

DV防止法では地方公共団体に対して、配偶者等からの暴力の防止と被害者への自立支援を含めて適切な保護を図ることを責務としており、そのための基本計画の策定を努力義務としています。また、本計画は、DV防止法に基づく町の基本計画と位置づけています。

町民意識調査によると、これまでに配偶者やパートナーからの暴力を経験した人が、女性では4割台半ば、男性でも3割に上っています。具体的には「大声でどなる」や「子どもや他人の前で侮辱したり、ばかにしたりする」等の精神的暴力が多くなっていますが、「足でけったり、平手で打ったりする」「物を投げつける」といった身体的暴力や、「いやがっているのに性的な行為を強要する」という性的暴力についても、女性の1割以上が経験しています。被害を受けても半数以上の人は誰にも相談しておらず、相談した場合でも友人・知人や家族・親戚への相談がほとんどで、公的機関に相談した人は少なくなっています。また、新型コロナウイルス感染が拡大する中、生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により全国的にDV相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。

そのことから、DVの早期発見と支援に向けて、町民がDVに対する正しい理解を深めることができるよう普及啓発に取り組むとともに、「かんだ女性ホットライン」や「配偶者暴力相談支援センター」などの相談窓口について、町民に広く周知を行い、デートDVの防止に向けても、若年層を対象としたデートDVに関する教育・啓発を実施します。

また、DVは児童虐待や高齢者虐待などと複合的に発生することも多いため、町の様々な相談業務においてDV被害者に対応する可能性のある職員に対して研修を実施します。併せて庁外の関係機関等と庁内の関係各課の連携強化を図り、被害者の個人情報保護を徹底し安全を確保するとともに、生活再建に向けた切れ目のない支援を実施します。

### ■具体的施策■

#### (1) DVの未然防止のための取り組みの推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
13	DVの正しい理解の普及	町民に、いかなる暴力も許容しない意識が醸成されるよう、DVの正しい知識の普及に向けて啓発を進めます。家庭内のDVは子どもにとって心理的な児童虐待であるとの認識から、面前DVについても周知と啓発を行います。	人権男女共同参画室 子育て・健康課
14	若年層などへの教育と啓発	若い世代に、いかなる暴力も許容しない意識が醸成されるよう、男女平等教育を通じて暴力やデートDVなどの予防に関する啓発を進めます。	人権男女共同参画室 学校教育課

## (2)DV相談体制の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
15	DV防止に関する情報提供や相談窓口の周知	「かんだ女性ホットライン」や「配偶者暴力相談支援センター」など、DV相談窓口の情報が必要な人に届くよう、周知に努めます。	人権男女共同参画室
16	相談体制と連携体制の充実	関係各課で組織するDV防止庁内連絡会議による相談のネットワークの構築により相談体制を充実して相談者への迅速で適切な対応を図ります。	人権男女共同参画室
17	相談員の資質向上	職員や相談員が高い技術で相談にあたるよう、研修などを通して相談の質の向上に努めます。	人権男女共同参画室

## (3)DV被害者保護対策の充実

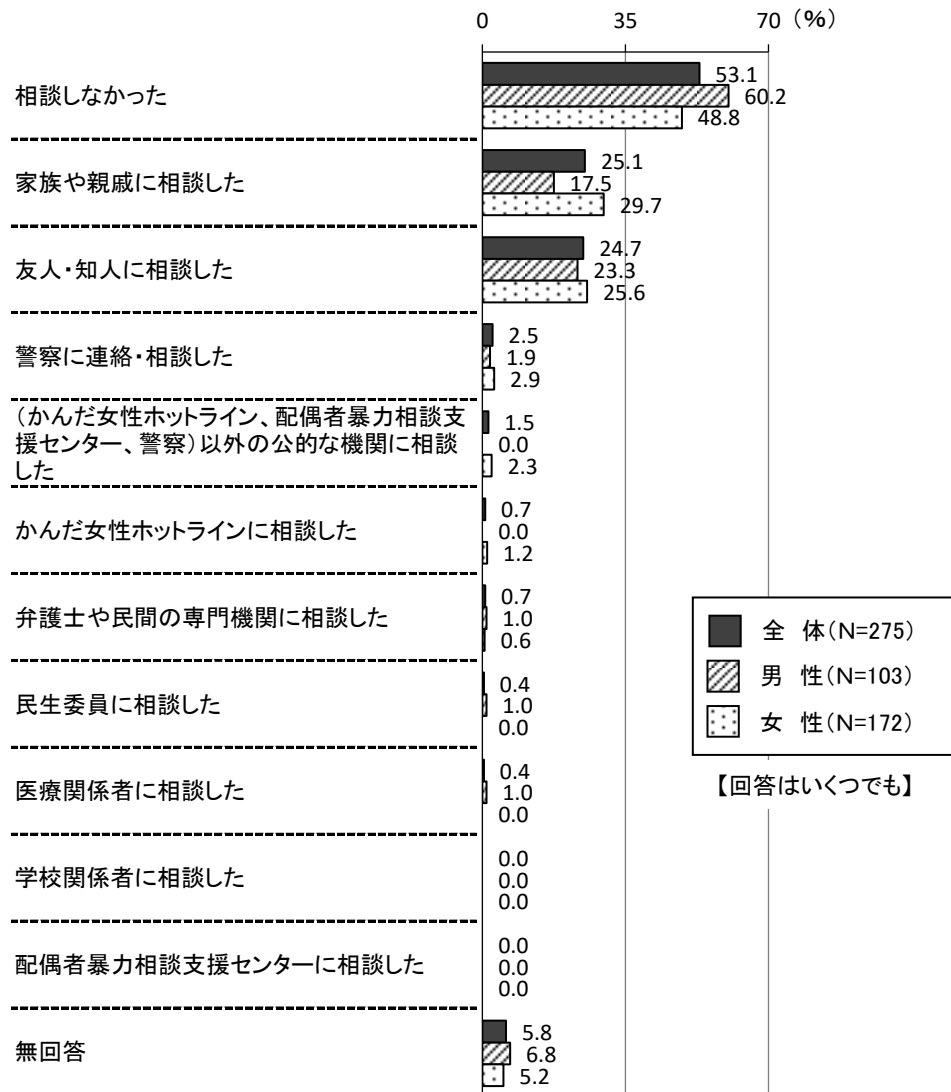
No.	具体的施策	事業内容	担当課
18	被害者の早期発見のための啓発	潜在化しやすい被害者を早期に発見し、支援できるよう、DV防止法に基づく通報努力義務の周知や啓発に努めます。	人権男女共同参画室 全庁
19	被害者保護のための関係各課及び関係機関との連携	DV防止庁内連絡会議を開催し、関係各課の連携を強化するとともに、被害者等への適切な対応を徹底するための情報共有を図ります。 県内の関係機関、近隣市町村、関係団体等との連携を強化し、被害者の保護と支援に取り組みます。	人権男女共同参画室 全庁

## (4)DV被害者の自立支援

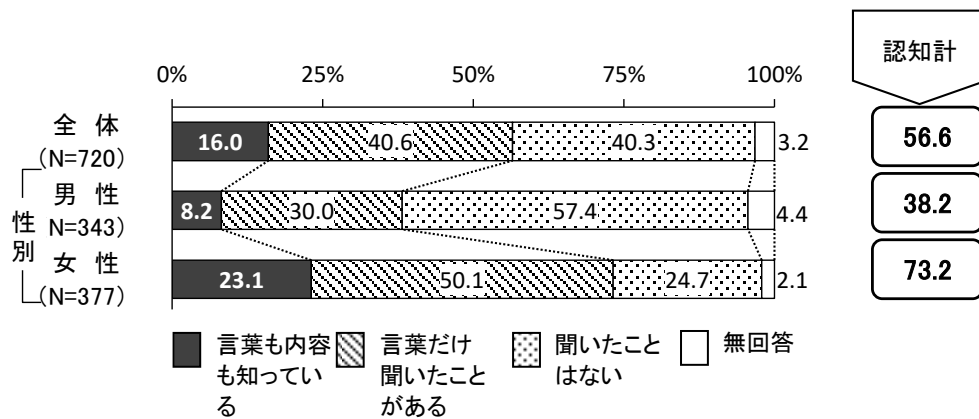
No.	具体的施策	事業内容	担当課
20	被害者等の個人情報の保護	早期発見から自立支援のあらゆる過程において、被害者とその同伴家族の安全確保のため、個人情報の厳重な管理を行います。	全庁
21	DV被害者の自立にむけた支援の充実	被害者とその同伴家族が、安全で安心して生活が再建できるよう、さまざまな観点から切れ目のない支援を行います。	福祉課 子育て・健康課 全庁

【参考データ】

図表 4-5 暴力についての相談先 [全体、性別]



図表 4-6 かんだ女性ホットラインの認知度 [全体、性別]



## ■成果指標■

## (1)DVの未然防止のための取り組みの推進

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
13	「かんだ女性ホットライン」について「言葉も内容も知っている」人の割合（男女共同参画意識調査）	23.1%	35.0%
	児童虐待とDVの関連について広報誌での啓発	年1回	年1回
14	「デートDV」について「言葉も内容も知っている」人の割合（男女共同参画意識調査）	23.3%	50%
	中学校・高等学校でのデートDVや性犯罪、セクシュアル・ハラスメントの予防啓発	年2回	年3回

## (2)DV相談体制の充実

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
17	DV被害者保護関係者並びに関係課職員研修	年1回	年1回

## (3)DV被害者保護対策の充実

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
18	民生委員会議での要請	年1回	年1回
	園長会議での要請	年1回	年1回
	校長会での要請	年1回	年1回
	毎年11月のDV防止週間に関係各所への啓発・情報提供	年1回	年1回
19	DV防止庁内連絡会議	年1回	年1回

## (4)DV被害者の自立支援

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
21	要保護児童対策地域協議会実務者会議	月1回	月1回

性暴力、AV出演強要問題、セクシュアル・ハラスメントなど、性に関わる暴力の背景には、性差別的な意識や男女の経済力の格差など社会的な構造があり、根絶に向けては社会全体で取り組む必要があります。県は、2013年（平成25年）に、性暴力被害者が相談や医療機関・警察署等への付き添いなどの支援を一か所で受けられるワンストップセンターである「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設し、2019年（平成31年）には「福岡県性暴力根絶条例」を施行しました。また、国は2019年（令和元年）に男女雇用機会均等法、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）を改正し、ハラスメント対策が強化されました。

性犯罪などの被害防止に向けて町民が主体的に取り組めるよう、参加型の防犯啓発を実施します。町内で性暴力が発生した場合に被害者が必要な支援を迅速に受けることができるよう、性暴力被害者支援センター・ふくおか等の専門相談窓口の情報を提供します。

職場でのセクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメントの防止に向けた取り組みとして、庁内や事業所に対して安心して働ける職場環境整備の重要性を伝えるとともに、法や制度の活用についての理解を深めるよう働きかけていきます。国や県の関係機関とも連携しながら、被害者支援に取り組めます。

### ■具体的施策■

#### (1)性暴力の防止と被害者の支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課
22	性犯罪など被害防止に向けた啓発	夜間パトロールのような参加型の防犯啓発など、町民や関係機関と連携して、性犯罪などの被害防止啓発を進めます。	人権男女共同参画室 危機管理室 学校教育課
23	性暴力被害者への支援	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」等の専門相談窓口の情報を提供し、性暴力被害者の支援へ繋がります。	人権男女共同参画室

#### (2)セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
24	セクシュアル・ハラスメント等の防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントをはじめとしたハラスメントを許容しない意識が醸成されるよう、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	人権男女共同参画室
25	関係機関との連携	セクシュアル・ハラスメント等の被害防止や被害者支援について、啓発・相談など関係機関と連携して取り組みます。	人権男女共同参画室

## ■成果指標■

## (1)性暴力の防止と被害者の支援

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
22	中学校・高等学校でのデートDVや性犯罪、セクシュアル・ハラスメントの予防啓発【再掲】	年2回	年3回



人が生涯にわたって身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態で過ごすことは人権の一つであり、男女共同参画社会を実現するための基盤となります。また、妊娠や出産をする可能性がある女性においては、特有の健康上の問題が心身や生活の状況に影響を与えることがあります。

リプロダクティブ・ヘルス&ライツ<sup>※</sup>（性と生殖に関する健康と権利）を女性の人権の一つとして位置づけるとともに、性別にかかわらず心身の健康について正確な知識・情報を入手でき、一人ひとりが主体的に健康の維持増進にあたることができる環境を整えることが重要です。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、若年層での性暴力被害の増加や女性の自殺者数の増加等が指摘されており、リプロダクティブ・ヘルス&ライツやメンタルヘルス<sup>※</sup>に関する新たな課題が浮上しています。

リプロダクティブ・ヘルス&ライツについての理解の浸透を図るため、町民に対して啓発を行うとともに、学校においては子どもの発達段階に応じた人権や命を大切にすることを育む性教育を推進します。男女共同参画の視点に立って、性別やライフステージに応じた健康維持・増進のための健康教育や相談、情報提供や啓発を実施します。

### ■具体的施策■

#### (1)リプロダクティブ・ヘルス&ライツについての理解・知識の浸透

No.	具体的施策	事業内容	担当課
26	リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する教育・啓発	性や妊娠・出産について、一人ひとりが互いの人権を尊重しつつ正しい知識に基づき自己決定ができるよう、リプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する啓発を行います。また、学校や各種団体等に対し、講師や教材についての情報提供等を行います。	人権男女共同参画室 子育て・健康課
27	年代に応じた性教育	お互いの人権を尊重する、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるよう年代に応じて性教育を実施します。また、学校に対して講師や教材等の情報を積極的に提供していきます。	人権男女共同参画室 学校教育課
28	女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	産前産後や更年期など女性のライフステージにおける心身の健康とその権利が尊重されるよう、施策を充実します。	子育て・健康課

#### (2)ライフステージに配慮した男女の健康支援

No.	具体的施策	事業内容	担当課
29	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組み、生涯現役で社会参画できるよう、予防啓発や対策に取り組めます。	住民課 生涯学習課 子育て・健康課
30	ジェンダーの視点に立ったメンタルヘルスケア	心の健康づくりに関して、男女別の現状にも観点をおいた情報提供や支援を行います。	福祉課 子育て・健康課



## ■成果指標■

(2) ライフステージに配慮した男女の健康支援

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
29	男女別特定健康診査受診率	男性 41.8% 女性 58.2%	男女とも 60%以上

※国民健康保険加入者で40歳から74歳の者が対象者



憲法第 25 条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としてはいますが、雇用環境や就業構造の変化により非正規雇用が増加するなど、貧困などの生活上の困難を抱える人が増加しています。その内、相対的貧困率は高齢単身女性世帯や母子世帯で特に高く、非正規雇用に占める女性の割合が高いことから、新型コロナウイルス感染拡大による経済面・就業面での影響を女性がより受けていることが指摘されています。

高齢者や障がいがある人、外国人住民など、社会的に弱い立場におかれがちな人においては、女性であることでより困難な状況におかれてしまうという問題が指摘されています。また、LGBTQ 等の性的少数者に対する無理解や偏見、差別が依然存在する中で、当事者が生活するうえで様々な不利益を被る場合があります。さらに、高齢者介護において男性が在宅で家族の介護をするケースが増えていますが、家事やケアの経験不足や、本人や周囲の固定的なジェンダー意識により孤立や虐待などの問題につながることもあり、男女共同参画の視点からの支援が必要です。

このように様々な困難を抱え社会的な配慮や支援を必要とする人たちが、地域で安心して生活できる社会環境づくりのために、これらの様々な人々に対して、情報提供やニーズの把握、自立に向けた支援を行います。また、困難を抱える人の現状や課題について、町民や町内事業所、町職員の理解の向上を図り、当事者の生活上の不利益を解消するために必要な支援について検討します。

## ■具体的施策■

### (1)ひとり親家庭への支援の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
31	経済的支援などの制度の周知と情報提供	ひとり親家庭に対する各種制度の周知や情報提供に努めます。	子育て・健康課
32	自立支援施策の情報提供	ひとり親家庭のニーズに応じて各種制度の情報提供を行い親子共に安心して生活できるよう自立を支援します。	子育て・健康課

## (2) 男女共同参画の視点に立った高齢者への支援の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
33	高齢者の社会参画の推進	高齢者が社会参画を通して地域との交流を広げられるよう、老人クラブやシルバー人材センター、社会福祉協議会など関係機関の情報を提供していきます。その際には男女のニーズの違いにも配慮して行います。	福祉課
34	相談体制の充実	高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、生活支援や介護支援など制度の利用に関することや様々な不安などについて、きめ細やかな相談支援に努めます。	福祉課
35	高齢者虐待の防止及び介護者に対する支援	介護者が、男女ともに相談しやすいよう、体制を充実します。また、高齢者への虐待が発生した場合に早期発見・早期介入できるよう、関係機関と連携します。	福祉課

## (3) 男女共同参画の視点に立った障がい者への支援の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
36	障がい者の社会参画の推進	障がいのある人が地域でいきいきと暮らしていくために、就労のための機能訓練をはじめとしたさまざまな社会参画のための支援に努めます。支援に際しては男女のニーズの違いにも配慮して行います。	福祉課
37	相談支援体制の充実	障がいのある人が、男女共に自立した生活を営むことができるよう、相談窓口を広く周知し、的確な情報提供や障がいのある人のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努めます。	福祉課
38	障がい者への虐待防止及び養護者に対する支援	障がい者への虐待防止のために広報などで周知を行います。また、養護者が日ごろから気軽に相談できるよう相談体制を充実するとともに、看護や介護を行う家族の負担軽減を図る機会や場の提供に努めます。虐待の早期発見と被害者の保護と養護者への支援にも努めます。	福祉課

## (4) 困難を抱える人々への支援の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
39	外国人住民の女性への生活支援	外国人住民の女性に対して、生活に不可欠な情報についての多言語表記や福岡県国際交流センター等との連携を強化して相談体制を充実し、生活の支援を図ります。	人権男女共同参画室
40	経済的困難を抱える女性への支援	女性が生活困難に陥りやすい社会状況を踏まえ、困難を抱える女性に対する支援を行います。また、相談窓口や各種支援制度の情報を積極的に提供します。	人権男女共同参画室
41	性の多様性への理解の浸透	LGBTQ 等の性の多様性に配慮して、生活上で直面する困難を解消するための制度の導入について検討を進めます。また、性の多様性についての正しい知識と理解が浸透するよう啓発を行います。	人権男女共同参画室

## 基本目標Ⅳ 男女が自立した共生の社会づくり 刈田町女性活躍推進計画

### 施策の 方針

## 1 ワーク・ライフ・バランスの推進及び女性活躍の推進

働くことは生活の経済的基盤であるとともに、生きがいや自己実現にもつながります。働く意欲をもつ人が、性別や年齢にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる環境を整えることは、少子高齢化や経済のグローバル化などの社会経済的状況の変化に対応するうえでも大きな意味をもっています。また、ワーク・ライフ・バランスを推進し、家庭や地域での生活を豊かにすることで、そこで得た知識や経験が仕事にも良い影響をもたらすという相乗効果が期待されます。

そのことから、国においても女性活躍推進法や育児・介護休業法等、法制度の整備・改正が進められてきました。

町民意識調査によると、男性が育児休業や介護休業を取得することについて、8割を超える人が賛成しています。一方で、男性の育児休業取得が進まない理由として、「職場に取得しやすい雰囲気がないから」「取ると仕事上周圍の人に迷惑がかかるから」など、職場の雰囲気や仕事への影響をあげる人が多くみられました。

町民や町内の事業所がワーク・ライフ・バランスの意義について理解を深め、一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、町民や事業所に対して啓発を進めます。特に事業所に対しては国や県の制度などについての情報提供を行い、職場環境改善の取り組みの促進に努めます。また、ライフスタイル、ライフステージにかかわらず、それぞれが希望するバランスを実現できるよう、男女共同参画の視点に基づきながら、仕事と子育てや介護との両立ができるよう支援を行います。

### ■具体的施策■

#### (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進及び女性活躍の啓発推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
42	ワーク・ライフ・バランスについての町民への啓発	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現可能な社会づくりの啓発を行います。	人権男女共同参画室
43	事業所への情報提供と啓発	男性の働き方の見直しや育児・介護休業制度の取得促進など、男女が共に仕事と家庭や地域生活とを両立するワーク・ライフ・バランスの推進について、法律や制度など事業主への情報提供を行い、啓発に努めます。	人権男女共同参画室 交通商工課
44	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の表彰	ワーク・ライフ・バランスの推進や女性活躍推進に取り組んでいる町内の事業所の把握に努め、事業所の優れた取り組みを表彰するとともに、取り組みを広報誌等で紹介します。	人権男女共同参画室

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

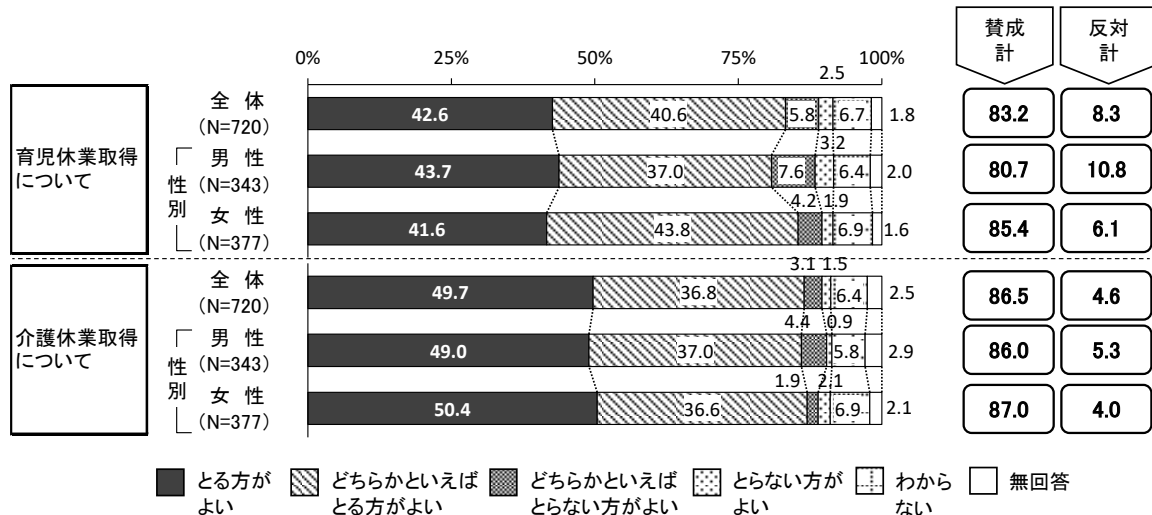
No.	具体的施策	事業内容	担当課
45	男女共同参画の視点に立った仕事と子育て等の両立支援	安心して子育てと仕事を両立できるよう両立支援策を充実します。また、男性の子育てに関する意識の向上を目指す啓発や、女性の育児と仕事の両立に関する不安軽減のための施策を進めます。	企画課 子育て・健康課

(3) 仕事と介護の両立支援の充実

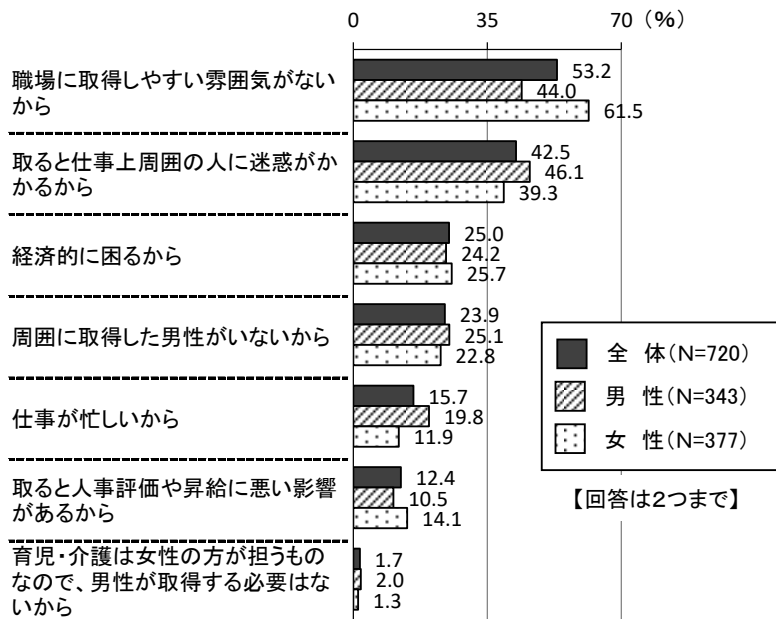
No.	具体的施策	事業内容	担当課
46	男女共同参画の視点に立った仕事と介護等の両立支援	家族が安心して介護と仕事が両立できる施策を進めます。また、制度利用者や家族介護者に対し、男女別の現状にも観点をおいた支援を行います。	福祉課

【参考データ】

図表 4-7 男性が育児休業・介護休業制度を活用することについて[全体、性別]



図表 4-8 男性が育児休業取得しない(できない)理由[全体、性別]



## ■成果指標■

### (2)仕事と子育ての両立支援の充実

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
45	待機児童数	3人	0人



## 施策の方針

## 2 労働の場における男女共同参画の推進

これまで、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法等の改正がなされ、セクシュアル・ハラスメントへの対応や妊娠・出産、育児・介護等を理由とした不利益な取扱いの禁止が定められるなど、女性が働く環境の整備が進められています。近年、日本の女性の働き方の特徴とされてきた「M字型カーブ」は見かけ上解消されてきていますが、依然として出産を機に多くの女性が退職している状況は続いており、女性が結婚や出産を経ても働き続けることができる環境づくりがより一層求められています。

町民意識調査によると、苅田町でも30歳代から50歳代の女性のほぼ8割が職業をもっています。また、女性の就業についても「結婚や出産に関わらず、ずっと仕事を続ける方がよい」という就業継続を支持する人が約半数に上り、前回調査から大きく増加しています。

町内の事業所に対して、出張講座や指名登録の機会を活用して、法律や制度について広く周知し、意識啓発を図ります。また、法律で事業主に対して防止の取り組みが義務づけられている様々なハラスメントについても、適切な対応ができるよう啓発を進めます。女性の再就労や起業については、国や県なども含めた様々な情報の収集と提供とともに、基礎的な知識を学ぶ講座の開催など、支援の充実を図ります。

### ■具体的施策■

#### (1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保

No.	具体的施策	事業内容	担当課
47	法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法や、女性活躍推進法、育児・介護休業法等について、広報やホームページ等で周知啓発を行います。	人権男女共同参画室 交通商工課
48	事業所や各種団体への啓発	町内事業所や各種団体を対象に、出張講座の実施など男女共同参画に関する啓発・学習の機会を提供します。町内事業所に対し、資料配布や情報提供を行います。	人権男女共同参画室
49	指名登録業者への意識啓発	指名登録を希望する事業所などに対して、苅田町男女共同参画推進条例や町の取り組みについて情報提供し、男女共同参画の意識啓発を行います。	人権男女共同参画室 財政課

#### (2) 職場での様々なハラスメントの防止

No.	具体的施策	事業内容	担当課
50	様々なハラスメント防止のための事業所への啓発	職場での様々なハラスメントの防止対策について、事業主への情報提供や男女共同参画の視点からの啓発に努めます。	人権男女共同参画室

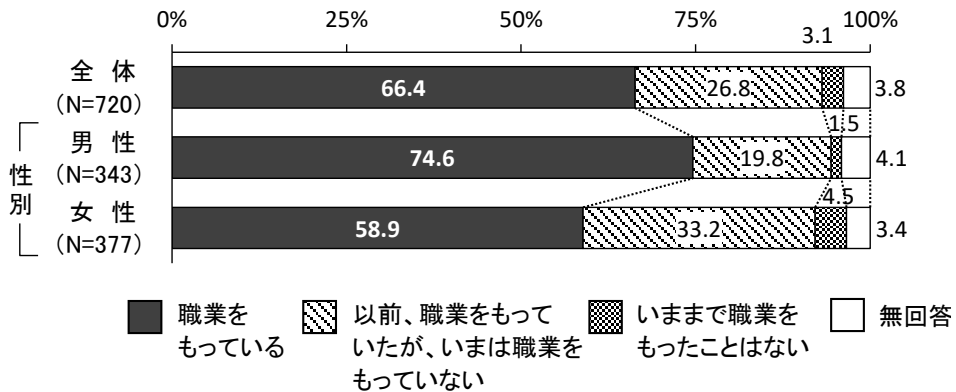


(3) 女性の就労・起業支援の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
51	女性の就労・再就労、起業等に関する情報提供	女性の就労や再就労・起業に向けて、国や県、ハローワークなど、雇用や資格取得等様々な分野の情報を収集し、提供していきます。	人権男女共同参画室 交通商工課 農政課
52	女性の就労・起業に関する講座の開催	女性の就労や再就労に向けた基礎的知識や技術を学ぶ講座や起業セミナー等のエンパワーメント講座を実施します。さらに能力を発揮する機会を確保できるよう、就労や再就労、起業に関する情報を提供します。	人権男女共同参画室

【参考データ】

図表 4-9 現在の就業状況 [全体、性別]



図表 4-10 現在の就業状況 [性別・年代別]

		標本数	職業をもっている	もた以前、職業をもっていないは職業をもった	こいままで職業をもった	無回答
全体		720 100.0	478 66.4	193 26.8	22 3.1	27 3.8
性別・年代別	男性: 10・20代	35	80.0	5.7	11.4	2.9
	男性: 30代	58	98.3	-	1.7	-
	男性: 40代	55	90.9	5.5	-	3.6
	男性: 50代	53	98.1	1.9	-	-
	男性: 60代	87	66.7	29.9	-	3.4
	男性: 70歳以上	52	21.2	67.3	-	11.5
	女性: 10・20代	31	64.5	9.7	25.8	-
	女性: 30代	46	80.4	19.6	-	-
	女性: 40代	73	79.5	16.4	1.4	2.7
	女性: 50代	76	77.6	19.7	2.6	-
	女性: 60代	90	36.7	54.4	4.4	4.4
	女性: 70歳以上	59	25.4	61.0	3.4	10.2
	無回答	5	-	40.0	-	60.0



## ■成果指標■

## (1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
48	男女共同参画出張講座【再掲】	3回	年10回以上

## (3) 女性の就労・起業支援の充実

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
52	女性の就労・起業に関する講座等エンパ ワーメント講座の開催	0	年1回

## 計画推進のための取り組み

男女共同参画に関する施策は、家庭や学校、地域、事業所などの問題として広範多岐にわたっており、本町のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させながら、企画、立案、実施される必要があります。

町職員が男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画の視点に立って施策に携わるために、男女がともに働きやすい男女共同参画の模範的職場となるよう、庁内の職場環境を整備し、職員のワーク・ライフ・バランス及び女性職員の積極的な登用を推進します。さらに、職員研修の充実を図り、意識の向上に努めます。

計画の着実な推進のために「苅田町男女共同参画審議会」を設置し、取り組みの進捗状況の点検・評価を行います。また、事業の見直しを行う際には町民の意見が反映されるよう意識調査やパブリックコメントを実施します。

施策の実施にあたっては、各種団体等町民との協働に努めるとともに、国や県、近隣市町村とも連携・交流を図りながら男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

### ■具体的施策■

#### (1) 職員の男女共同参画に関する意識の向上

No.	具体的施策	事業内容	担当課
53	法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児・介護休業法等について、関係法令等の改正に合わせ、条例等の整備を行い職員に周知します。また、育児・介護の両立支援ハンドブックの活用を推進し、制度の利用に繋がります。	総務課
54	男女共同参画に関する職員研修の充実	職場内男女共同参画研修を継続して実施します。	総務課
55	男女共同参画の視点からの広報等表現への配慮	広報など、町が町民に対して情報を発信する際に、男女共同参画の視点から表現に偏り等がないように配慮します。	人権男女共同参画室 企画課
56	男女共同参画に関する情報の共有	労働やDV防止、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスなど関係各所に寄せられる男女共同参画に関する情報を積極的に収集・整理し、庁内で共有します。	人権男女共同参画室

## (2) 苅田町特定事業主行動計画の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
57	苅田町特定事業主行動計画の推進	苅田町特定事業主行動計画を着実に実行し、庁内における職員のワーク・ライフ・バランス及び庁内における女性職員の積極的な登用を推進します。	総務課 全庁
58	苅田町特定事業主行動計画の周知	苅田町特定事業主行動計画の全職員への周知徹底を図ります。	総務課

## (3) 計画の推進

No.	具体的施策	事業内容	担当課
59	性別による統計資料の収集・分析と施策への反映	資料やデータを性別ごとに収集して分析することにより、課題を抽出し、施策への反映を図ります。	全庁
60	男女共同参画町民意識調査の実施	苅田町男女共同参画行動計画などの見直しや策定に際して、町民の意見を反映させるため、意識調査やパブリックコメントを実施します。	人権男女共同参画室
61	計画の実施状況報告書の作成と公表	計画の進捗状況の報告、評価を行い、公表します。	人権男女共同参画室

## (4) 推進体制の充実

No.	具体的施策	事業内容	担当課
62	町民との協働	男女共同参画施策の推進にあたって、各種団体など、町民と積極的に協働します。	人権男女共同参画室
63	国・県・他の自治体との連携	国・県・他の自治体との連携と交流を図り、率先して男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。	人権男女共同参画室
64	苅田町男女共同参画審議会の運営	苅田町男女共同参画審議会を定期的開催し、男女共同参画社会の形成促進に関する事項について調査・審議し政策提言します。	人権男女共同参画室

## ■成果指標■

### (1) 職員の男女共同参画に関する意識の向上

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
54	ハラスメント研修	未実施	隔年1回
	男女共同参画研修 全職員受講 （半年を超えて雇用する会計年度任用職員を含む）	未実施	90%

### (2) 苅田町特定事業主行動計画の推進

No.	成果指標	現状値（令和3年）	目標値
57	管理職に占める女性の割合	20.0%	20%
	係長職に占める女性の割合	19.6%	25%
	男性の育児休業取得率	0%	10%以上
	男性職員の出産補助休暇の取得率	100%	100%
	職員の平均年休取得率	74.3%	100%
	超過勤務時間の縮減	7人/年間	0人/年間

# 関連資料

---

---

- 1 苅田町男女共同参画推進条例
- 2 第3次苅田町男女共同参画行動計画策定の経過
- 3 苅田町男女共同参画審議会委員名簿
- 4 諮問書
- 5 答申書
- 6 関係法
  - (1) 男女共同参画社会基本法
  - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
  - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
  - (4) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
  - (5) 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例
- 7 用語の解説



# 1 苅田町男女共同参画推進条例

(平成19年6月20日条例第17号)

改正 平成25年6月21日条例第19号  
 平成26年3月28日条例第1号  
 平成28年3月30日条例第2号  
 令和4年3月28日条例第1号

## 目次

第1章 総則(第1条-第11条)  
 第2章 基本的施策(第12条-第21条)  
 第3章 男女共同参画苦情処理委員(第22条-第29条)  
 第4章 苦情及び救済の申出の処理(第30条-第36条)  
 第5章 男女共同参画審議会(第37条-第43条)  
 第6章 雑則(第44条)  
 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准など、国際社会における取組とも連動しつつ、積極的に展開されてきました。

また、平成11年6月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成の実現は21世紀の我が国の最重要課題と位置付けられています。

苅田町は、平成14年3月「男女共同参画に向けての提言」(女性問題懇話会)を受け、平成15年3月には「男女共同参画行動計画」を策定、さらには平成17年12月に「男女共同参画都市宣言」を行うなど、男女共同参画の町づくりを目指し様々な取組を進めてきました。

しかしながら、今もなお、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分業意識や、それに基づく社会制度や慣行が根深く残っており、そのことが、男女の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっています。また、新たに配偶者等からの暴力等、解決しなければならない課題が明らかになってきました。

一方、社会経済情勢の急速な変化や少子高齢化の進行などに対応した社会をつくるためにも、男女が対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に参画していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、町、議会、町民、事業者等が協力し合って、男女共同参画の推進に関する総合的かつ計画的な取組を継続して実施することにより、男女が自らの人生を自分自身で決めて生きられる苅田町を実現するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本町の男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、議会、町民、事業者等、自治組織及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の

意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する者及び町内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 町内において、事業又は活動を行う法人(個人事業主を含む。)及び団体をいう。
- (5) 自治組織 町内会、自治会その他の町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(元配偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければならない。

- (1) すべての人は、個人としての尊厳が重んじられ、性による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されなければならない。
- (2) すべての人は、性別による固定的な役割分業意識に基づく社会の制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- (3) すべての人は、性にかかわらず社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければならない。
- (4) 家族を構成するすべての人は、家庭生活における相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- (5) 教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女平等教育が推進されなければならない。
- (6) すべての人は、対等な関係の下、生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、相互の性についての理解を深めるとともに、性と生殖に関して個人の意思が尊重されなければならない。
- (7) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等の性による人権侵害は、社会的な差別構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されなければならない。
- (8) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。

### (町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」

- という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 町は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 3 町は、国、県その他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。
- 4 町は、町民及び事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。  
(議会の責務)
- 第5条 議会は、基本理念に基づき、意思決定機関として、男女共同参画の推進に努めなければならない。  
(町民の責務)
- 第6条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。  
(事業者等の責務)
- 第7条 事業者等は、基本理念に基づき、事業又は活動において、男女が共同して参画する機会を確保するため、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう環境の整備に努めなければならない。
- 2 事業者等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。  
(自治組織の責務)
- 第8条 自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることにかんがみ、地域活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。  
(教育に携わる者の責務)
- 第9条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、教育を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。  
(人権侵害行為の禁止)
- 第10条 すべての人は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、性による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権を侵害する行為を行ってはならない。  
(情報の公表に際しての配慮)
- 第11条 町は、町民に公表する情報について、固定的性別役割分業意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現、又は過度に性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(男女共同参画に係る基本的な計画)

- 第12条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ苅田町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く町民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

- 3 町は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、公表しなければならない。

- 4 町は、毎年、基本計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第13条 町は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

- 第14条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究を行うものとする。

(町における男女共同参画推進の取組)

- 第15条 町は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。

(3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めること。

(教育の充実)

- 第16条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実に努めるものとする。

- 2 町は、前項に掲げる男女平等を促進する教育の実現を図るため、教育に携わる者に対し、男女共同参画の推進に関する研修の実施に努めるものとする。

(家庭生活との両立支援)

- 第17条 町は、性別にかかわらずすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。  
(事業者等に対する支援)

- 第18条 町は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。  
(自治組織への支援)

- 第19条 町は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程において、男女が共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。  
(推進体制の整備等)

- 第20条 町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 町は、男女共同参画の推進のための拠点の整備に努めるものとする。

(相談への対応)

- 第21条 町は、性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による町民からの相談を処理するため、相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画苦情処理委員

(男女共同参画苦情処理委員の設置)

- 第22条 町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策(以下「影



響施策」という。)若しくは措置についての苦情を処理し、及び性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害(以下「人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、苅田町男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

(定数等)

- 第23条 苦情処理委員の定数は、2人とし、同性によって占めてはならない。
- 2 苦情処理委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有し、及び社会的信望を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 苦情処理委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、通算して6年を超えることができない。
- 4 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(独任制)
- 第24条 苦情処理委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議するものとする。  
(責務)
- 第25条 苦情処理委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 2 苦情処理委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。  
(兼職の禁止)
- 第26条 苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
- 2 苦情処理委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員又は苦情処理委員の公正かつ適切な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業と兼ねることができない。  
(秘密を守る義務)
- 第27条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。  
(解職)
- 第28条 町長は、苦情処理委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。  
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に耐えられないとき。  
(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。  
(3) 苦情処理委員として、ふさわしくない行為があると明白に認められるとき。  
(関係機関等との連携)
- 第29条 苦情処理委員は、その職務の遂行に当たっては、町、県、国及びその他の関係機関並びに民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

#### 第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

- 第30条 町民及び事業者等は、町が実施する推進施策又は影響施策若しくは措置について、苦情処理委員に対し、苦情を申し出ることができる。
- 2 町民は、町、町民、事業者等から人権侵害を受けたときは、苦情処理委員に対し、救済を申し出ることができる。  
(処理の対象としない事項)
- 第31条 前条の規定による苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)の事項が次の各号の

いずれかに該当するときは、苦情処理委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中又は行政庁において審査請求の審理中である事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われた事項
- (4) 苦情処理委員が既に苦情等の申出の処理を終了した事項と同一であって、同一の者から申出をされた事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が処理することが適当でないと認める事項
- 2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを行うことができない。  
(調査)
- 第32条 苦情処理委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。
- 2 苦情処理委員は、特に必要があると認めるときは、関係人に事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 3 町は、前2項の調査を拒んではならない。
- 4 町民及び事業者等は、第1項及び第2項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。
- 5 苦情処理委員が調査の結果、苦情等の申出に理由がないと認めるときは、当該申出人に遅滞なくその旨を通知しなければならない。  
(是正等勧告)
- 第33条 苦情処理委員は、第30条第1項の規定による苦情の申出があった場合において、調査の結果に基づき、町が実施する推進施策又は影響施策が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、町に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告(以下「是正等勧告」という。)することができる。
- 2 町は、是正等勧告を尊重しなければならない。
- 3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第1項の是正等勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。
- 4 苦情処理委員は、第1項の是正等勧告を決定したとき及び前項の報告を受けたときは、当該申出人に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。  
(救済勧告)
- 第34条 苦情処理委員は、第30条第2項の規定による救済の申出(町に係るものに限る。)があった場合において、調査の結果に基づき、町が人権侵害を行ったと認めるときは、町に対し、当該人権侵害に対する救済の措置を講じるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。
- 2 苦情処理委員は、前項の救済勧告の決定をするときは、合議しなければならない。
- 3 町は、第1項の救済勧告を尊重しなければならない。
- 4 第1項の場合において、前条第3項から第5項までの規定を準用する。  
(町以外のものによる人権侵害の救済)
- 第35条 苦情処理委員は、第30条第2項の規定による救済の申出(町に係るものを除く。)があった場合において、調査の結果に基づき、救済の必要があると認めるときは、町に対し、被害を受けた者に必要な助言その他の支援を行うよう要請することができる。
- 2 町は、前項の要請を尊重しなければならない。

- 3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第 1 項の要請に対する対応結果の報告を求めることができる。  
(苦情処理委員の発意による苦情等の処理)
- 第 36 条 苦情処理委員は、第 30 条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、自己の発意により、町に通知のうえ調査を行い、是正等勧告又は救済勧告をすることができる。ただし、人権侵害については、町に係るものに限る。
- 2 前項の人権侵害について、調査を行うときは、被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。
- 3 町は、第 1 項の是正等勧告又は救済勧告を尊重しなければならない。
- 4 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、町に期限を定めて、第 1 項の是正等勧告又は救済勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。
- 5 苦情処理委員は、第 1 項の是正等勧告又は救済勧告を決定するときは、合議しなければならない。
- 6 苦情処理委員は、第 1 項の是正等勧告の決定をしたとき及び第 4 項の報告を受けたときは、これを公表しなければならない。
- 7 苦情処理委員は、第 1 項の救済勧告の決定をしたとき及び第 4 項の報告を受けたときは、当該被害を受けたと認められる者に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 8 前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

## 第 5 章 男女共同参画審議会

(苧田町男女共同参画審議会の設置)

- 第 37 条 苧田町における男女共同参画の推進を図るため、法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、苧田町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。  
(1) 基本計画その他の重要事項を調査審議すること。  
(2) 基本計画の実施状況等について意見を述べること。  
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めること。
- 3 審議会は、前項に掲げる事項について調査審議し、町長に建議することができる。  
(組織等)
- 第 38 条 審議会は、10 人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。  
(1) 学識経験者  
(2) 関係団体が推薦する者  
(3) 町民
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。  
(会長及び副会長)
- 第 39 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)
- 第 40 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(委員の任期)
- 第 41 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(関係者の出席)
- 第 42 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。  
(審議会の庶務)
- 第 43 条 審議会の庶務は、住民課において行う。

## 第 6 章 雑則

(委任)

- 第 44 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条から第 36 条までの規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  
(苧田町男女共同参画審議会設置条例の廃止)
- 2 苧田町男女共同参画審議会設置条例(平成 14 年苧田町条例第 11 号)は、廃止する。  
(準備行為)
- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。  
(経過措置)
- 4 この条例の施行の際、現に附則第 2 項の規定により廃止する苧田町男女共同参画審議会設置条例の規定により委嘱された委員は、第 38 条第 2 項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱された委員の任期は、苧田町男女共同参画審議会設置条例の規定により委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成 25 年 6 月 21 日条例第 19 号)

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日条例第 2 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 第3次苅田町男女共同参画行動計画策定の経過

第3次苅田町男女共同参画行動計画策定の経過

回	開催日	会議の内容
第1回	令和4年6月27日(月)	1. 委嘱状交付 2. 会長・副会長選出 3. 諮問 4. 議事 (1)計画策定の方針について (2)町民意識調査結果の総括について (3)計画策定年間スケジュール (4)第2次行動計画(後期)成果と課題 基本目標Ⅰ～Ⅱについて ・令和3年度行動計画実施状況報告 ・平成30年度～令和3年度行動計画実施状況に関する総合評価
第2回	令和4年7月25日(水)	1. 議事 (1)第2次行動計画(後期)成果と課題 基本目標Ⅲ～Ⅳについて ・令和3年度行動計画実施状況報告 ・平成30年度～令和3年度行動計画実施状況に関する総合評価 (2)男女共同参画に関する国・県の動向 (3)第3次行動計画の体系(案)について (4)第3次行動計画の骨子(案)について
各課ヒヤリングの実施(令和4年8月26日(金)、9月7日(水)、9月12日(月))		
第3回	令和4年11月7日(月)	1. 議事 (1)第3次行動計画の基本構想(案)について (2)第3次行動計画・実施計画(案)について (基本目標Ⅰ、Ⅱ)
第4回	令和4年11月28日(月)	1. 議事 (1)第3次行動計画の基本構想(案)の確認 (2)第3次行動計画・実施計画(案)について (基本目標Ⅲ、Ⅳ、推進体制) (3)第3次行動計画の成果指標(案)について (4)第3次行動計画の重点的取組(案)について

回	開催日	会議の内容
第5回	令和4年12月26日(月)	1.議事 (1)第3次行動計画(案)の確定について (2)パブリックコメントの実施について
パブリックコメントの実施(令和5年1月18日(水)～令和5年2月17日(金))		
第6回	令和5年3月23日(木)	1.議事 (1)報告事項 ①パブリックコメントの結果について ②第3次行動計画の確定 ③答申について
答申(令和5年3月23日(木))		

3 苜田町男女共同参画審議会委員名簿

苜田町男女共同参画審議会委員名簿

	氏名	役職
会長	喜多 加実代	国立大学法人福岡教育大学 教授
副会長	阪井 俊文	北九州市立大学 非常勤講師
委員	佐村 良夫	北九州市立男女共同参画センター管理部長
	麦田 秀邦	苜田町立小中学校校長会南原小学校校長
	沖永 圭子	行橋人権擁護委員協議会常務委員
	石田 恭子	子育て支援隊にじいろ代表
	一丸 雄二	企業(六親会) 九州電力株式会社苜田発電所所長
	吉本 美智子	ふくおか県「翼の会」
	丸山 文女	町民代表
	寺尾 健治	町民代表

■アドバイザー

苜田町男女共同参画推進委員	倉富 史枝
苜田町男女共同参画推進委員	武藤 桐子

■事務局

苜田町	住民課 人権男女共同参画推進室
-----	-----------------

#### 4 諮問書

4 苧住第506号  
令和4年6月27日

苧田町男女共同参画審議会  
会長 喜多 加実代 様

苧田町長 遠田 孝一

「第3次苧田町男女共同参画行動計画」の策定について(諮問)

苧田町は「苧田町男女共同参画推進条例」に基づき、性別に関わりなく、その個性と能力が十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

本年度は「第2次苧田町男女共同参画行動計画(平成25年度～令和4年度)」後期実施計画の最終年となります。社会情勢の変化と、令和3年度に実施した「苧田町男女共同参画に関する町民意識調査」を基に、社会情勢の変化やこれまでの課題を踏まえ、より実効性のある施策を計画的に推進できるよう、計画の見直しを行います。

つきましては、「苧田町男女共同参画推進条例」第12条の規定に基づき、「第3次苧田町男女共同参画行動計画」の策定にあたり、貴審議会に諮問します。

## 5 答申書

令和 5 年 3 月 23 日

苧田町長 遠田 孝 一 様

苧田町男女共同参画審議会  
会長 喜多加 実代

## 第 3 次苧田町男女共同参画行動計画(案)について(答申)

令和 4 年 6 月 27 日付け 4 苧住第 506 号で諮問のあった標記の件について、当審議会にて、5 回にわたり積極的かつ慎重に審議した結果、別添のとおりとりまとめましたので答申いたします。

本答申が、男女共同参画社会の実現のためこれまで以上に積極的に取り組み、推進されることを期待いたします。

## 記

## 答申の重点項目

## 1. 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

多様な意見や視点を反映させるため、あらゆる分野の意思決定の場に男女が対等に参画し、女性管理職や審議会等委員の女性比率の向上に取り組み、女性の人材の育成に努められたい。

## 2. 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

災害時の避難所等において、ジェンダーに配慮した適切な対応が行えるよう、地域防災計画の策定や地域での防災活動への女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた安全・安心のまちづくりを進められたい。

## 3. 暴力の防止と被害者の支援のための取り組み

女性に対する暴力の加害・被害を防ぎ、暴力が発生した場合もその被害を潜在化させることなく早期発見・早期対応につなげ、意識啓発や正しい知識の普及に努められたい。また、相談窓口の周知を図り、DV 被害者への迅速で適切な支援とともに相談体制の強化を図られたい。

## 6 関係法

### (1) 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号  
改正 平成11年7月16日法律第102号  
同 平成11年12月22日法律第160号

#### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条—第十二条)

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

#### 第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

##### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

##### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

##### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進



に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画

計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政

府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会、第二十一条第一項の規定により置かれた審議

会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則

(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則

(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号

最終改正:令和元年6月26日 法律第46号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条・第二条)

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条一第五条)

##### 第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)

#### 第四章 保護命令(第十条一第二十二條)

#### 第五章 雑則(第二十三条一第二十八條)

##### 第五章の二 補則(第二十八條の二)

#### 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴

力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- (婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章

において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

- 第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

- 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警



察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

いことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件

については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事

項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動

を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ)
-----	-----	--

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則

(平成一六年六月二日法律第六四号)



(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附則

(平成十九年七月十一日法律第百十三号)〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附則

(平成二五年七月三日法律第七二号)〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### 附則

(平成二六年四月二三日法律第二八号)〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条

まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

#### 附則

(令和元年法律第四十六号)〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日 法律第 64 号

改正:令和元年 6 月 法律第 24 号

最終改正:令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号

#### 目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 基本方針等(第五条・第六条)
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二—第二十九条)
第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

##### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の

決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項

を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定

めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行うおうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。



るのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらによる届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

らない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の

関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認め

るときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者

は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則（抄）

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわ

らず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附則

（平成二九年三月三一日法律第一四号）（抄）

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定公布の日

二及び三 略

- 四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附則(令和元年六月五日法律第二四号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附則(令和四年三月三十一日法律第一二号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削

る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附則(令和四年六月一七日法律第六八号)(抄)

(施行期日)

一 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日



## (4) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成三十年法律第二十八号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念の通り、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)の通り、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における

男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則の通り、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成

及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

## (5) 福岡県における性暴力を根絶し、 性被害から県民等を守るための条例

平成31年福岡県条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、並びに県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにし、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例(平成30年福岡県条例第34号。以下「支援条例」という。)に定めるもののほか、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治40年法律第45号)第176条から第181条まで、第225条(わいせつの目的に係る部分に限る。この号において同じ。)、第228条(同法第225条に係る部分に限る。)、第241条第1項及び第3項並びに第243条(同法第241条第3項に係る部分に限る。)の罪
- 二 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項の罪
- 三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。第17条第1項及び第18条第3項において「児童買春等処罰法」という。)第4条及び第7条の罪
- 四 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和55年法律第9号)第4条(刑法第241条第1項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 五 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)第3条第1項から第3項までの罪
- 六 前各号に掲げるもののほか、自己の性的好奇心又は欲求を満たす目的で犯した罪

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 配偶者等性暴力 その性別にかかわらず、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- 二 ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。
- 三 セクシュアルハラスメント 相手の意思に反する性的な言動(性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。)に対する当該相手の対応によって当該相手に社会生活上の不利益を及ぼし、又

は相手の意思に反する性的な言動によって、当該相手の就業環境、修学環境その他の社会生活上他人と共有する環境を害することをいう。

- 四 性暴力 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカ行爲、セクシュアルハラスメントその他特定の者の身体又は精神に対する性的行爲で、当該特定の者にとって、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利（以下「自己決定権」という。）又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益（以下「性的人格権」という。）を侵害する行爲をいう。
- 五 性被害 性暴力の相手が当該性暴力によって受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。
- 六 二次的被害 支援条例第2条第1項第4号に規定する二次的被害をいう。
- 七 二次的加害行爲 二次的被害を生じさせる行爲をいう。
- 八 県民等 県民、県内の事業所で就労する者及び県内に滞在する者をいう。
- 九 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- 十 子ども 18歳に満たない者をいう。

（基本理念）

第3条 この条例に基づく取組は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるために進めるものとする。

- 一 性暴力は、人の性に関する自己決定権や性的人格権を侵害し、その心身を傷つける極めて悪質な行爲であることから、これを根絶し、性別を問わずあらゆる人が、尊厳をもって生きることができるようにしなければならないこと。
- 二 子どもに対する性暴力は、子どもに保障されるべき健全な成長発達を阻害するなど、その幸福な生活を困難にする極めて重大かつ深刻な性的人格権の侵害であるとともに、子ども自身では回避できない場合も多いことから、親族、関係者及び地域住民並びに関係行政機関が連携協力して、子どもを性暴力から守らなければならないこと。
- 三 性暴力及びその被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし、その実情の正しい理解を深め、かつ広めることにより、被害者に対する二次的加害行爲も、また、根絶しなければならないこと。
- 四 性暴力を未然に防止することを最大の目的とするとともに、この目的に反して性被害が発生したときは、当該被害者を支援し、性被害の軽減及び回復を図ることにより、二次的加害行爲その他の新たな人権侵害となる行爲を防止することを最優先の目的とするべきこと。

（基本方針等）

第4条 県、市町村その他の関係機関又は関係団体は、次の基本方針にのっとり、性暴力の被害者の支援及び性暴力の根絶に取り組むものとする。

- 一 この条例に基づく取組は、性暴力に関する法令の規定に基づく取組と連携し、適切な役割分担

の下にこれを補完することを旨として進めなければならないこと。

- 二 性暴力を未然に防止するためには、加害がなければ被害もないことを踏まえ、性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する教育と啓発に重点的に取り組むこと。
  - 三 性暴力の被害者の支援は、当該被害者の視点に立ち、その自己決定を最大限に尊重して行うものとし、被害者に対する二次的加害行爲は、被害者の苦痛をさらに増大させ、継続させるものであり、決して許されないことの教育と啓発にも、重点的に取り組むこと。
- 2 前項の取組を進めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。
- 一 性暴力は、反復され、更なる被害に発展することも少なくないことから、被害者が早期に救済を求めることができるような措置を講じるとともに、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。
  - 二 性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係性を有し、かつ、対等な立場でない場合には、当該性暴力の被害から逃れる行動に起因する新たな被害又は不利益が生じることから、周囲の関係者とも連携して、当該被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。
  - 三 性被害は、顕在化しにくい傾向があることから、これを抑止する取組が遅れ、又は困難となる場合があるため、性被害又はその兆候を見逃さず、又は傍観せず、被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。
  - 四 子どもや心身に障がいや有する者に対する性暴力は、その発見が困難なことに鑑み、学校、施設、病院その他の児童福祉又は障がい者福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業員等は、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは、関係機関に通報し、県その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。

（県の責務）

第5条 県は、性暴力の根絶又は被害者の支援に関連する業務若しくは事業を行う関係機関及び関係団体（必要な範囲において他の都道府県及び他の都道府県内の機関又は団体を含む。）との連携体制を整備し、性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組むとともに、性暴力の根絶に向けた総合的な施策を講じるものとする。

- 2 県は、市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに、第8条の規定に基づく市町村の取組を支援するものとする。
- 3 県は、性暴力の根絶又は性被害に関する支援に係る事業を行う民間団体で、県内において継続的に活動するものに対し、適切かつ必要な範囲において、財政的な支援その他の支援を実施するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第6条 県民は、第3条の基本理念にのっとり、性暴力及びその被害者に関する理解を深めることにより、

性被害及び二次的被害を発生させないよう配慮するとともに、性暴力の根絶に向けて、この条例に基づく県及び市町村の取組に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業所においてセクシュアルハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次的被害が発生することがないように、県、市町村等が実施する研修に従業員が参加できるよう配慮する等、この条例に基づく県、市町村等の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業所に関し、第16条第2項の規定により県が定める指針等を踏まえ、性暴力が発生しにくい就業環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、性被害又は二次的被害を申し出た者がいるときは、適切に対応しなければならない。

(市町村の責務)

第8条 市町村は、第3条の基本理念にのっとり、県及び県警察との連携の下、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努めるものとする。

(行動規範)

第9条 県民等は、性暴力となる行為を行ってはならない。

2 県民等は、性暴力の発生場所、状況その他の内容及び当該性暴力の被害者の氏名、住所、職業、年齢等、性暴力の被害者を特定し得る情報を、その真偽にかかわらず、他人に伝え、又はインターネット、電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させる行為(放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。))による報道及び当該被害者の意思に基づき行うものを除く。)は、重大な人権侵害に当たるおそれがあることを踏まえ、当該行為を行わないものとする。

(率先垂範)

第10条 知事、県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、第3条の基本理念にのっとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくることの固い決意をもって、性暴力の根絶に率先して取り組むものとする。

2 市町村長、市町村議会議員その他地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項又は第3項の職にある者は、所属する地方公共団体の住民に範を示すべき立場にあることを自覚し、前項に規定するところに準じた取組に努めるものとする。

(性暴力根絶等に関する教育活動)

第11条 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

2 前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。

3 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校(学校教育法第1条に規定する幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。)は、第1項の教育の状況等を踏まえ、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。この場合において、県は、前項の専門家の派遣その他の支援を行うものとする。

(性暴力根絶等に関する研修等)

第12条 県は、性被害を早期に発見し、性暴力の被害者の保護その他の支援を迅速かつ適切に行うとともに、県民を性暴力から守るために必要な措置を円滑に講じるため、この条例の施行に関し重要な役割を担う者及び希望する者に対し、前条の教育内容等に関する専門的な研修及び性暴力に適切に対処し、又は傍観者とならない対処方法等に関する研修を実施するものとする。

2 県は、第10条第1項に規定する者に対して前項の研修に準じた研修を実施するとともに、同条第2項に規定する者並びに学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校の学生又は生徒に対し、同様の研修を受ける機会を提供するものとする。

(性暴力根絶等に関する広報・啓発等)

第13条 県は、あらゆる機会を活用し、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する広報及び啓発活動を推進することにより、この条例の趣旨の周知に努めるものとする。

(総合窓口の設置及び関係機関との連携)

第14条 県は、支援条例第9条の規定に基づく犯罪被害者等の総合的支援体制の中で、性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口(以下「支援センター」という。)を設置し、その周知に努めるものとする。

2 支援センターでは、第3条の基本理念にのっとり、性暴力の被害者の支援に関する次の業務を行う。

一 専門の相談員による相談

二 被害者が必要とする支援制度及び専門機関の紹介

三 医療機関、警察署等への付添い及び助言

四 性被害を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠採取に係る援助並びに必要なと認められる期間にわたる精神医学的支援の提供五 弁護士等による法的支援その他必要と認められる支援の提供

3 支援センターは、医療機関、県警察その他の司法機関、関係自治体その他の関係団体又は関係機関及び弁護士等の専門家と連携して、前項の業務を行うものとする。

(性暴力及び性被害に関する相談等)

第15条 性暴力による危険に直面し、又は性被害を受けた者は、当該性暴力への対応又は当該被害について、支援センターに相談することができる。この



場合において、支援センターは、相談者の意思と立場に即して、慎重に、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。

- 2 前項の相談内容に関し法令の規定により対応すべき警察署その他の専門機関等がある場合において、相談者が求めるときは、当該専門機関等にその旨を伝え相談者を引き継ぐとともに、当該機関等との連携の下に、相談者に対する支援を継続するものとする。

(性被害事案に関する協議・検討)

第16条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援のあり方及び講ずべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設けるものとする。

- 2 前項の協議・検討の場では、性暴力の被害者の意思を尊重し、かつ、被害者の個人情報を実に保護することを基本として、前項に定める被害者支援の施策等を検討するとともに、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関する考え方、指針等を検討し、その成果を公表するものとする。

(住所等の届出義務)

第17条 子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪(第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。)を犯した者が、これらの罪に係る刑期の満了の日(刑の一部の執行が猶予された場合にあっては猶予されなかった期間の執行を終わった日)から5年を経過する日前に本県の区域内に住所又は居所を定めたときは、規則で定めるところにより、当該住所又は居所を定めた日から14日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所又は居所
- 三 性別
- 四 生年月日
- 五 連絡先
- 六 届出に係る罪名
- 七 刑期の満了した日

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき(次項に規定する場合を除く。)は、その日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者が新たに本県の区域外に住所又は居所を定めることとなった場合は、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、第1項の規定により取得した情報を対象者の再犯の防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。

(受診の勧奨と社会復帰の支援)

第18条 知事は、前条第1項の規定に該当する者が申し出たときは、性犯罪の再犯を防止するための専門的な指導プログラム又は治療を受けることを支援するものとする。ただし、当該指導プログラム又は治療を受けること又はこれを継続することが特に必要と認める者については、これを勧奨することができる。

2 前項の指導プログラム又は治療に要する費用は、性暴力から県民を守る観点から、予算の範囲内において県が支弁するものとする。

- 3 第1項本文及び前項の規定は、子どもに対し、第2条第1項第1号から第4号までの罪(第3号については、児童買春等処罰法第7条第4項の罪に限る。)を犯し、保護観察の有無にかかわらず刑の執行を猶予された者、起訴猶予とされた者又は罰金刑に処せられた者について準用する。

(加害者等からの相談等)

第19条 性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときは、支援センターとは別に県が設置する窓口で相談し、支援を求めることができる。この場合において、県は、当該性暴力の被害者に関する情報の秘匿を厳守するとともに、当該窓口を第14条の規定に基づき設置する総合窓口とは完全に隔離された場所に設置する等、加害者が被害者に遭遇することがないように、配慮しなければならない。

- 2 知事は、性犯罪を犯した後本県の区域内に住所又は居所を定めた者が、精神科の専門医その他の専門家による治療又は社会復帰のための指導を受けることを望むときは、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携し、県に、第17条第1項の規定に準じた当該出所受刑者の情報を登録するよう求め、定期的に必要な治療又は指導が受けられるよう措置するものとする。

(医療機関の取組)

第20条 医療機関は、支援センターを経由して性暴力の被害者が受診したときは、そのプライバシーに配慮するとともに、証拠資料の採取への協力、性被害に伴う疾病の予防又は治療その他被害者が心身に受けた被害の回復の支援その他被害者の状況に応じた対応に努めるものとする。

(被害者支援に関する特則)

第21条 性暴力の被害者に対する支援については、この条例に定めるもののほか、支援条例に規定する犯罪被害者等の支援に関する規定を適用する。

- 2 本県における性暴力の被害者に対する支援に関する施策は、第3条の基本理念にのっとり、性的指向及び性自認にかかわらず、講ぜられるものとする。
- 3 知事は、配偶者等性暴力、ストーカー行為その他の性暴力から被害者を隔離するため必要があると認めるときは、居所の秘密を確実に保持できるよう配慮した上で、県外を含めた民間住宅の借上げ、第5条第3項の事業を行う民間団体が設置する避難所の紹介等の方法により、必要と認められる期間、県の支援の下に避難所を提供するものとする。
- 4 前項の避難所では、被害者が、その所在地の県及び市町村又は第5条第3項の事業を行う民間団体の支援を受けられるよう、県は、秘密の保持に配慮した上で、当該所在地の県及び市町村又は民間団体と連携するものとする。

- 5 県は、支援条例第16条、第19条、第20条等の規定に基づき支援条例第10条の支援計画に定めた施策について、性暴力の被害者の特性に応じた特別の支援の必要性及びその内容について検討し、必要に応じて支援計画に定めるよう努めるものとする。

(過料)

第22条 正当な理由がなく第17条第1項又は第2項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第22条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(この条例の見直し)

2 この条例は、その運用状況と性暴力及び性被害の実情並びに第16条の規定による検討の状況等を勘案し、前項の規則で定める日から3年を目途に必要な見直しを行うものとする。

## 7 用語の解説

## 用語の解説

## 《あ行》

## ○アンコンシャス・バイアス

人が、自分でも意識せずに持っている、特定の人や集団に対する偏見や偏った考え方のこと。誤った評価や差別的な言動につながる可能性があるが、無意識であるために自覚して制御することが困難となる。

## ○SDGs（エスディーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標と169のターゲットから構成されており、目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられている。

## ○LGBTQ

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人）、クエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていな、明確にしたくない人）の頭文字を並べた言葉。自分自身を男女どちらとも認識しないX（エックス）ジェンダーや、他者に性的感情が向かないアセクシュアルなどを含め、性的少数者の総称の一つとして使われることもある。

## ○エンパワーメント

「力をつけること」の意味。社会的弱者が自ら力をつけていくことを指す。女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味している。

## 《さ行》

## ○ジェンダー

身体的・生物学的な性別（セックス／sex）に対して、性別についての固定観念や偏見、「女はこうあるべき」「男はこうするもの」といった規範など、社会的につくられた性のありようのこと。

## ○固定的性別役割分担意識

「男だから、女だから」という性別を根拠に役割を固定的に分けること。例えば「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などがあげられる。

## ○セクシュアル・ハラスメント

性差別によって職場や学校で起きる性的ないやがらせのこと。相手が望まない性的な言動をすることであり、身体に不必要に触れたり、性関係を迫ったり、性的なうわさを広めたり、多くの人の目に触れる場所にわいせつな写真を掲示することなどが含まれる。

### 《た行》

## ○男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと（男女共同参画社会基本法第2条）。

## ○ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者（パートナー）や恋人など親密な関係にある、または過去に親密な関係にあった者からの暴力のこと。身体的な暴力だけではなく、言葉や態度による精神的な暴力、行動や交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力などを含む。また、特に恋人間で起きる暴力を指す場合には「デートDV」という。

### 《ま行》

## ○メンタルヘルス

精神面の健康のこと。厚生労働省によると、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的でよい関係を築けること（社会的健康）を意味する。

### 《や行》

## ○UN Women（ユエヌウィメン）

男女平等と女性の地位向上の促進に取り組む国連の専門機関。国連女性開発基金（UNIFEM）、国連女性地位向上部（DAW）、国際婦人調査訓練研究所（INSTRAW）、国連ジェンダー問題特別顧問事務所（OSAGI）の四つの国連機関を統合し設立された。正式名称は「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women）」。

### 《ら行》

## ○ライフステージ

人生の時期的な区分のことで、一般には幼年期・児童期・思春期・青年期・壮年期・老年期などに分けられる。また、家庭においては、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる場合もある。



## ○リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立に関する考え方。1994年（平成6年）の国際人口・開発会議において採択されたカイロ行動計画に取り入れられ、現在は個人、特に女性の人権の1つとして認識されるに至っている。その中心課題には、性や生殖に関わるあらゆる事柄において、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態で、安全で満足のある性生活を営むことができること、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかを決定できること、安全で安心な妊娠・出産ができること、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。

### 《わ行》

## ○ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。仕事と生活が両立しにくい現実を踏まえ、仕事と家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させる考え方や取り組みのこと。仕事と生活の両方の充実が必要とされる。それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含む。人々の意識や社会経済構造が変化する中、「男は仕事、女は家事」という従来の固定的な性別役割分担から脱却するためには、性に関わらず育児や介護等の家庭生活やその他の生活と仕事を両立できるようにする必要があるとの認識から、2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。



---

---

## 第3次苅田町男女共同参画行動計画

令和5年3月

発行

苅田町 住民課 人権男女共同参画室

福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

TEL 093-434-1958

---

---



# KANDA SDGs

人を 苜田を 地球を 想う  
～ 今こそ行動 SDGs ～

発行 苜田町 住民課 人権男女共同参画室  
福岡県京都郡苜田町富久町1丁目19番地1  
TEL 093-434-1958